

2017年度
点検・評価報告書

立正大学

RISSHO University



CONTENTS

目次

—全学編—

序文	全学-3
第1章 理念・目的	全学-7
第2章 内部質保証	全学-11
第3章 教育研究組織	全学-19
第4章 教育課程・学習成果	全学-25
第5章 学生の受け入れ	全学-35
第6章 教員・教員組織	全学-41
第7章 学生支援	全学-47
第8章 教育研究等環境	全学-55
第9章 社会連携・社会貢献	全学-71
第10章 大学運営・財務	全学-79
(1)大学運営	全学-79
(2)財務	全学-89
終章	全学-93



立正大学

2017年度

点検・評価報告書

— 全学編 —



序文

序文

1. 自己点検・評価の組織体制について

本学は、「立正大学自己点検・評価の実施に関する規程」、「立正大学大学院自己点検・評価の実施に関する規程」、「立正大学自己点検・評価の実施に関する細則」、「立正大学大学院自己点検・評価の実施に関する細則」に基づき、その質を全学的・組織的に保証し向上させるための体制を構築している。その中核的な組織として、学長を委員長とし、学部長・研究科長ら各責任主体を委員とする自己点検・評価委員会をおき、大学の研究・教育水準の向上に資するため、自己点検・評価に関わる基本的事項を審議・策定をしている。

その自己点検・評価委員会のもとに自己点検・評価の全学的・組織的な実施を掌る自己点検・評価小委員会を設置し、小委員会内に年次報告書部会、アンケート部会、複合部会の3つの部会を置き、より実行性・機動性を高めるための体制を整えている。また、本学の自己点検・評価活動の妥当性と客観性担保のため外部評価委員会を設置し、本学が実施する自己点検・評価について検証および評価を行い、本学の教育・研究等の質の向上に資する提言を学長に行うことを「立正大学外部評価委員会細則」に定め組織体制を整備している。

2. 自己点検・評価委員会の活動方針

「内部質保証に関する方針」に立脚しながら3つの大方針をたて、それに基づき具体的な活動内容を決めた。

まず、一昨年度の大学評価結果を踏まえ、「改善報告書の作成・提出に向けた対応」として、概評においての指摘事項も含め、以下を実施することとした。

- ・改善報告書の対象とすべき課題のリストアップと共有
- ・各責任主体がそれぞれ目標達成に至る改善計画の策定
- ・自己点検結果リストへの掲載

次に「第3期大学評価・認証評価に向けた対応」として、本年度の活動から第3期大学評価の仕組みに対応し、「成果（アウトカム）」を重視した内部質保証システムの機能化を図るため、

- ・「成果」を重視した機能化・実質化の理解・共有を図るための機会・場を設ける
- ・報告書フォーマットと作成過程の第3期仕様への変更
- ・各種アンケートの統合化・体系化・戦略化に向けた検討の着手

を行うこととした。

3点目として「不断の改善・向上」のために、点検・評価報告書（本報告書）、外部評価委員会、授業改善アンケート、定期検証事項チェックリストについて、

- ・点検・評価報告書を第3期に即した作成プロセスの構築
- ・外部評価委員会は新メンバーの豊富な知識・経験を活かした示唆・助言を受けられるようなテーマ設定・運営上の工夫を行い、より実質的な場・機会とする
- ・授業改善アンケートについては、Web方式によるアンケート方法について、不断の改善・向上を図る

・「定期検証事項チェックリスト」のフォーマットを変更し、また、検証の責任主体、手続を整理する

こととした。これらの活動方針に基づいた実施状況は、自己点検・評価委員会および小委員会で進捗状況等を確認、情報共有している。その過程で出てきた新たな課題は次年度活動方針等に反映させることで、継続的かつ発展的に改善を行う体制としている。

3. 本報告書について

本報告書については、より多角的な視点から検証・検討を行い、その結果を全学で共有することを目的に、事務局職員を部会員として部会の構成員としている「年次報告書部会」

(以下、「部会」という)において、教職協働で作成、取りまとめ作業を行った。実際の作成については、各責任主体が行った自己点検・評価活動を取りまとめた原稿をもとに、その活動状況の情報集約、部会における原稿記載内容の確認、情報共有と、その結果に基づく各責任主体との「意見交換」などのプロセスを経て取りまとめた。作成された本報告書は、大学および大学院の自己点検・評価委員会で共有するとともに、各部署・教職員に配付をした。また、大学公式ホームページに掲載し社会に対しても公表している。

本年度より第3期大学評価に対応した報告書を作成するにあたり、以下の点についてその作成プロセスの変更を行った。

全学的観点による自己点検・評価結果を報告書として取りまとめる第3期大学評価の方針に則り、各学部・研究科による自己点検・評価結果を当該報告書1次原稿として作成し、その結果を踏まえた全学的観点からの点検・評価を行う2段階での自己点検・評価プロセスを導入したことである。本学では毎年点検・評価報告書を作成することとしているが、従前より取りまとめに要する作業のプロセスが多いことなどから、部会委員に過重な負担がかかることが課題であり、その軽減に努めてきた。しかしながら第3期大学評価に対応した報告書作成のプロセスは、その負担の増加等の要因を孕んでいるため、点検・評価作業の効率化が課題となった。

一方、作成プロセスにおける課題を含めた情報の共有についての重要性は損なわないようにするため、本年度は、学部・研究科における点検・評価結果をまとめた報告書1次原稿の確認、意見交換および情報共有の比重を高くし、全学の点検・評価結果はそれを踏まえての確認を行うこととした。また、校正、確認等にかかる負荷の軽減への対応として、新たに追加された基礎要件確認シートに本学独自項目を追加するなど拡充を行った。

このようなプロセスの見直しと体制の構築・強化を併せて行った結果、本年度の本活動にかかる業務時間は、昨年度比では10%増となったが、当初目標である前年度比20%増以内を達成した。新たなフォーマット、評価項目への対応を行った初年度としては、第2期のピーク時と比較して1/3程度に抑えることが出来たことも踏まえ、一定の評価を与えうるものと判断する。

各責任主体の活動状況の確認や意見交換といった一連の取りまとめに関する業務、取りまとめ後の全学情報共有に付随する検討・評価作業を教職協働で行う現行の方式は徐々に定着してきており、今後も安定的・継続的に活動を行うために、部会を構成する委員についても一定数の継続・維持を図っている。

次年度も引き続き自己点検・評価活動を報告書に取りまとめ公表していくが、その作成プロセスも含めた活動によって把握された情報を、共有・活用することによって、持続的かつ自律的な改善・改革へ繋げ、教育の質保証への努力を行うことで、社会の要請に応えられる大学を目指していく所存である。

第 1 章 理念・目的

第1章 理念・目的

1.現状説明

大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

本学を含む学園設置校は、日蓮聖人の「立正安国論」に由来するその校名に端的に表れているように、正しきを立て国(社会)の安寧や和平のために尽くすという、立正精神を支柱としている。「学校法人立正大学学園寄附行為」(資料：1-1)第3条が「真実を求め人類社会の和平の実現を念願する立正精神に基づく教育を行い、有能な人材を育成することを目的とする。」と規定するのはこのことを示したものである。これを受けて、立正大学学則(資料：1-2)第1条では「高い教養と知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、特に立正精神に基づいて識見を涵養し人格を陶冶し、人類社会の発展に貢献しうる人材を養成するを目的とする。」ことを、同様に立正大学大学院学則(資料：1-3)第1条では「学部における一般的ならびに専門的教養の基礎のうえに、高度にして専門的な学術の理論および応用を教授・研究し、以って文化の進展と人類の福祉に寄与することを目的とする。」ことを明確にしている。

1961(昭和36)年には第16代学長石橋湛山が大学の建学の精神について「真実を求め至誠を捧げよう」「正義を尊び邪悪を除こう」「和平を願い人類に尽そう」と収斂した。

こうした理念・目的にもとづき、人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、立正大学学則(資料：1-2)第16条では「各学部学科は、本大学の建学の精神に基づき、深い教養を備え、モラルと融合した感性豊かな専門性にすぐれた人材を養成することおよびそのために必要な教育研究を行うことを、人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的とする。」ことと定め、第16条第2項において、これに則した各学部学科個別の目的を明確にしている。同様に立正大学大学院学則(資料：1-3)第2条では「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力またはこれに加えて高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。」ことを、第2条第2項では「博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行なうに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。」ことと定め、同第6条の2において、これらに則した各研究科専攻個別の目的を明確にしている。こうした理念・目的については、管理責任主体を明確化するとともに、定期検証を行うことでその適切性を確認している(資料：1-4)。

大学の理念・目的及び学部・研究科等の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

前項に記したとおり、理念・目的を学則に明記するとともに、2015(平成27)年度に、全学的に策定した教育目標と併せ、これを大学公式ホームページおよび学内会議資料として作成した方針集へ掲載し、周知・公表している(資料：1-5 表1、表2、1-6)。

大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

理念に顕される立正精神を、大学の使命たる「教育」、「研究」、「社会貢献」を通して体现するため、「1. 社会化：ニーズを捉え、社会的に有益でかつ注目・評価される方向の追求、2. 特色化：キラリと光る個性（立正ならではの、らしさ）の発揮、3. 組織化：社会化、特色化を実現する組織体制や財政基盤、仕組みの構築」を基本方針とした学校法人立正大学学園における2018（平成30）年度から5か年に渡る第1期中期計画「Rissho Vision 150」を策定した（資料：1-7）。

また、立正精神を、そしてこれまで培ってきた歴史と伝統を見つめ直すことで、「立正大学だからこそこできること」、「立正大学だからこそなくてはならないこと」を5つのブランディング・プロジェクトとして立ち上げ、2015（平成27）年度から3か年に亘り活動を行った（資料：1-8）。特に「立正大学ウズベキスタン学術交流プロジェクト」については、その国際的な社会発展性を評価され、「平成29年度私立大学研究ブランディング事業（タイプB）」に採択された。こうした教育研究活動を通じて「立正大学らしさ」や「立正大学の使命」を追求しながら、未来に向けた、社会貢献活動に取り組みながら、次の施策を検討している。

2.長所・特色

個性化への具体的な取り組みとしては、全学統一テキスト(資料：1-9)を用いて「建学の精神」、「大学の歴史」等を学ぶ必修科目「学修の基礎Ⅰ」の開設や、教育ビジョンである『「モラリスト×エキスパート」を育む。』を実践するためのモラリ塾(2016(平成28)年度は「モラリ塾湛山塾」)の開講(資料：1-10)が挙げられる。その上で、この教育ビジョンを体现する顕著な業績を収めた本学在学学生、卒業生、教職員に対しては「モラリ塾賞」として褒賞を与える制度(資料：1-11)を設け、2017（平成29）年度は史学科学生有志により結成された自主的な研究グループである「立正大学河野村研究会」が受賞した。その他に新学期行事としての花まつりの開催、マスコットキャラクター「モラリ塾」を使用することによる理念・目的の啓蒙等が挙げられる。

また、2018（平成30）年度からの全学共通教育・教養教育の再構築を含む教育改革推進組織として「全学教育推進センター」の開設を予定しており、それに先立ち、全学教育推進センター準備室において、特色ある初年次教育のもと、「モラリスト×エキスパート」教育の一層のプログラム化に向けた取り組みを進めている。

3.問題点

特になし

4.全体のまとめ

標榜する理念・目的は、本学の前身である日蓮宗の教育機関、1580(天正8)年の飯高檀林設置以来の伝統、近代的な教育機関として開校以来145年を越えて積み上げてきた教育研究資源上の特色や優位性を踏まえて定式化してきたものである。

その永きに亘る歴史の中で、支柱たる立正精神を、1961(昭和36)年に建学の精神へと収斂し、さらに2005(平成17)年度には「モラリスト×エキスパート」というブランドビジョンの策定とその表現は変化しながらも、真実を求め人類社会の和平の実現を念願する立正精神に基づく教育を行う本学の本質的な存在意義を常に見つめ直してきた。この「モラリスト×エキスパート」というビジョンを、教育目標として共有することで、大学の理念・目的と学部・研究科のそのの連関性を強化するとともに、理念・目的と併せた定期検証を全学的に実施し、その適切性の担保に努めている。

また、2017(平成29)年度は本学における初の中期計画である「立正大学学園第1次中期計画」を取り纏め、公表した。計画は多岐に渡るが、本学の理念・目的である「立正精神に基づく教育による有能な人材の育成」を実現するための重要施策として、特色ある全学共通教育のもと、「モラリスト×エキスパート」教育の一層のプログラム化を推し進めていく。

なお、本学の理念・目的を体現するブランディング・プロジェクトについては、当初予定事業期間の満了を迎えるが、事業成果を精査し見直しを図りながら、継続的發展が見込める事業を中心に展開していく。

上記現況を鑑み、「大学基準を充足している」と評価し、今後も中期計画に基づく本学の理念・目的の実現に向けた取り組みを継続していく。

※根拠資料

- 1-1 学校法人立正大学学園寄附行為
- 1-2 立正大学学則
- 1-3 立正大学大学院学則
- 1-4 定期検証事項チェックリスト
- 1-5 基礎要件確認シート
- 1-6 立正大学方針集
- 1-7 立正大学学園第1次中期計画
- 1-8 立正大学ブランディング・プロジェクトリーフレット
- 1-9 START 学修の基礎 2017
- 1-10 2016年度モラリす湛山塾募集ポスター
- 1-11 平成29年度第8回モラリす賞募集要領

第 2 章 内部質保証

第2章 内部質保証

1.現状説明

内部質保証のための全学的な方針(「内部質保証に関する方針」)及び手続を明示しているか。

本学は、内部質保証に関する方針を基礎要件確認シート表3に示す通り定め、公表している(資料:1-5表3)。

しかしながら、内部質保証を一層重視する観点から、2018(平成30)年度に見直しを図ることとした。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

内部質保証を推進する全学組織は、「立正大学自己点検・評価の実施に関する規程」、「立正大学大学院自己点検・評価の実施に関する規程」、「立正大学自己点検・評価の実施に関する細則」、「立正大学大学院自己点検・評価の実施に関する細則」に定めている(資料:2-1、2-2、2-3、2-4)。

自己点検・評価の全学的・組織的な実施を掌る機関として、学長を委員長とし、学部長および研究科長等で構成する大学・大学院の自己点検・評価委員会を設置している。そのもとに全学部・研究科等の委員からなる小委員会が組織され、その中に3つの部会(年次報告書部会・アンケート部会・複合部会)を置き、自己点検・評価に関する実効性・機動性のある組織を編成している(資料:2-1、2-2)。なお、2016年度よりこの業務にあたる職員を自己点検・評価小委員会の年次報告書部会の部会員として「立正大学自己点検・評価小委員会年次報告書部会員に関する申し合わせ」および「立正大学大学院自己点検・評価小委員会年次報告書部会員に関する申し合わせ」に規定し(資料:2-5、2-6)、教職協働で議論・校正にあたっている。

事務組織は、学長室の下に総合経営企画課を置き(資料:2-7別表)、IR機能と併せたエビデンスベースによる自己点検・評価の強化を図り、また理事長の下に学園における業務の適正な遂行および経営の合理化・効率化の観点から監査室を置いている(資料:2-8)。

これらの事務部局および全学的自己点検・評価委員会、同小委員会は、各責任主体(学部学科、研究科、センター等)による自己点検・評価活動を、それぞれの権限・責任から確認・支援している。

方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

三つの方針の基本的な考え方については、2016(平成28)年度に全学的に三つの方針の一体的見直しを図る中で反映させ、この考え方に基づき今年度も検証を行った(資料:2-9)。なお、立正大学方針集に掲載のこれら方針等の改訂がある場合には、2015(平成27)年

度に策定した「立正大学教育目標、三つの方針および各種方針等の策定・改訂・公表手続に関する申し合わせ」（資料：2-10）に従って組織的に確認、対応している。

自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムとしては、年度初めの自己点検・評価委員会において、前年度の自己点検・評価活動上発見し共有した課題や長所を踏まえ、新年度の自己点検・評価委員会の活動方針と計画を策定・承認していることが挙げられる（資料：2-11）。併せて今年度においては、従来までの「点検・評価報告書」を新たに第3期大学評価に則った体裁で執筆作成した。これらは各責任主体が行った自己点検・評価活動を取りまとめた原稿をもとに、その活動状況の情報集約、自己点検・評価小委員会の部会による原稿記載内容の確認、情報共有とその結果に基づく各責任主体との意見交換等のプロセスを経て取りまとめた。なお作成された報告書は大学ならびに大学院の自己点検・評価委員会において共有している。これら全学で共有すべき長所や課題は、自己点検結果リストに記載している。このリストでは責任主体を明確にし、責任主体が「到達目標(完了条件)」「完了までのプロセス」「完了予定日」を記入することによって、自己点検・評価委員会委員長である学長にコミットすることで、全学に対しての責任を負うこととなっている。また、課題に対するスケジュールを把握することが可能となった（資料：2-12、2-13）。課題が解決しない場合は、リストに課題が残ることから解決に向けた取り組みが活発になった。これらの課題・長所は、他学部の事例も参考にできるようになっている。年度末の自己点検・評価委員会では、小委員会の3つの部会も1年間を振り返り、それぞれの活動内容と結果を報告している。点検・評価活動を通して発見した課題や改善できなかった項目は、次年度に継続対応することを確認している（資料：2-13）。

これに加え、自己点検・評価委員会において定期検証が必要な事項についてまとめた「定期検証事項チェックリスト」を作成している。当該リストに掲載した各項目に対し点検を行う責任主体を定め、その検証結果の提出を求めている（資料：1-4）。定期検証の結果については、自己点検・評価委員会において取りまとめ、全学的・組織的な共有と改善を図っている（資料：2-14）。このチェックリストについても、第3期大学評価への対応や学内における新たな方針が作成されたことなどから検証項目の見直しを行い、2017（平成29）年度より運用している。組織レベルでは、内部質保証に関する情報共有のため、大学基準協会や高等教育質保証学会、その他外部のセミナー等で知り得た情報は、学長室会議、自己点検・評価委員会等で参加者が報告している。

個人レベルでは、教員は全学的に行っている授業改善アンケートの集計結果と分析を確認するとともに、自らの担当する授業の改善に向けたコメントを科目ごとに作成・公表し、自己点検・評価に取り組んでいる（資料：2-15）。2015（平成27）年度から、授業改善アンケートはマークシート方式から Web 方式に移行し、集計結果をリアルタイムで確認することが可能になった。2017（平成29）年度は教員から学生に対するフィードバックコメントの入力を、委員会等を通じて働きかけた結果、昨年度の入力率と比較して第1期は約6%、第2期は約10%増加し、第1期、第2期ともに概ね70%となった。それにより、授業内容の改善等に関する周知の充実について向上が図られた（資料：2-16）。

本学の自己点検・評価の妥当性と客観性を担保するため、外部評価委員会を設置し（資料：2-1、2-2、2-17）、学外者の意見を反映している。今年度の外部評価委員会は、本学の進路支援について現在抱えている課題を具体的なテーマとして設定し、学部パート、大学

院パートの2部構成に分けて本学関係者とのディスカッション形式によって実施することで、より具体的な意見を得られるようにした。この結果は「2017年度立正大学外部評価委員会報告書」として取りまとめ、大学公式ホームページで公表するとともに学長室会議、学部長会議、研究科長会議、自己点検・評価委員会、理事会で報告している(資料:2-18)。改善が必要な事項は自己点検結果リストに記載し、当該責任主体に自己点検・評価委員会から通知と改善を要請した。また、自己点検・評価小委員会の複合部会では定期的に自己点検結果リストに掲載されている課題や問題点の内容確認を行い、進捗状況についても自己点検・評価委員会で確認している。

また本学では、大学基準協会による大学評価を2015年度に受審し2022年度まで大学基準に適合しているとの認定評価を受けた。この際大学評価結果で指摘された事項は努力課題のみならず、概評での指摘事項も含めて自己点検結果リストに記載し、当該年度の自己点検・評価活動の中で全学的に共有した。併せて、大学基準協会に対しては結果を受領してから3年後となる2019年7月末までに大学評価結果の提示及び評価を通じて見出された改善を要する事項に関する報告書(改善報告書)の提出することが求められている。本学は学長のリーダーシップの下全学的にそれらの課題に取り組むことで、1年前倒した2018年7月に改善報告書を協会に提出することを決定した。そのため、本年度、大学および大学院自己点検・評価委員会においては「改善報告書執筆に係る説明会」を開催するとともに、全学を挙げて作業にあたっている(資料:2-19)。なお、大学院の定員充足に対する指摘への対応の一環として「大学院改革プロジェクトチーム」を立ち上げることが決定した。(資料:2-20)。

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

点検・評価結果を毎年報告書にとりまとめ、自己点検・評価委員会で承認後、学内関係者および各部署に配布して周知を図っている。

なお、大学公式ホームページに過年度分を含めた「点検・評価報告書」および外部評価委員会の報告書を掲載するとともに(資料:2-21、2-22)、法令に従い、情報公開に関するページ(資料:2-23)を構築し、以下のような教育・大学情報を毎年更新し公表している。

1. 基本情報
2. 経営および財務に関する情報
3. 大学の教育研究活動に関する情報
4. 評価に関する情報
5. コンプライアンス等に関する情報
6. 学生生活の活動に関する情報
7. 附属中学校・高等学校の活動に関する情報

全体構成は、概ね「立正大学学園情報公開規程」(資料:2-24)の項目に沿っており、事業計画書や事業報告書、また、法令上公表が義務付けられている教育情報や財務情報も掲載している。財務情報は、上記以外にも、「立正大学学園財務情報閲覧規程」(資料:2-25)に基づき閲覧にも供している。

入試結果を含む個人情報については、「立正大学個人情報の保護に関する規程」（資料：2-26）に基づき、請求者に開示している。また、大学・大学院ともに成績開示請求について募集要項に明示し、対応することで透明性の確保に努めている（資料：2-27、2-28、2-29、2-30、2-31、2-32、2-33、2-34）。またこれらの情報については大学ポートレートにも適宜掲載している。

大学基礎データについては本学オリジナルの情報も含め、毎年収集項目の見直しを含め自己点検・評価小委員会内の部会で確認を行っている（資料：2-35）。本年度は、第3期大学評価のフォーマットへの対応を行うとともに、昨今の大学の国際化推進策に対応した調査拡大を受け、関連項目の拡充、細分化を図った。

内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

自己点検・評価委員会でまとめた定期検証事項チェックリストを用いて内部質保証システムの適切性を定期的に点検・評価できる体制をとっており、本年度も検証を行った（資料：1-4）。その検証結果を自己点検評価委員会で共有している。

本年度は、2018年度（平成30）年度から開始される第3期大学評価の基準に対応すべく各種取り組みや方針の適切性等の定期検証項目の見直しを図った。

併せて『立正大学方針集』にも定期検証の責任主体や事務部局、会議体等の責任関係を明確にした（資料：1-6）。

2.長所・特色

2018年度（平成30）年度から開始される第3期大学評価の対応に準拠し、学部・研究科ごとの自己点検・評価の取り組みを前提としつつ、全学的教学マネジメントの状況により重きを置いた活動が行われた。とりわけ本学で実施された大学基準協会が主催する説明会の機会を活かし、学内教職員への周知を図った。

3.問題点

内部質保証を一層重視する観点から、「内部質保証に関する方針」の見直しが必要である。内部質保証に対しより能動的に取り組み、適切な点検・評価による効果的な改善向上を図るため、大学の質保証に対する考え方をより明確に表すとともに、全学的体制の中で学部・研究科をはじめとする各機関の担う役割を明示した内容とするべく、2018（平成30）年度に改訂する。

また、適切な根拠に基づく効果的な点検・評価に資する資料として、各種学内データの利活用が求められる。また大学基礎データについても、ルーチンとして作成するに留まらない利用可能な情報として、その有効活用が求められる。

4.全体のまとめ

2017(平成29)年度から各種方針をまとめた「理念・目的、教育目標 三つの方針 各種方針(立正大学方針集)」、「定期検証事項チェックリスト」において、定期検証や必要に応じて内容の改正を行う責任主体と内容的に関連がある手続を明確にすることで、内部質保証システムが一層促進された(資料:1-6、1-4)。

また、自己点検・評価活動においては明確な責任範囲のもとで実務的な作業を効率的に行うため、大学および大学院自己点検・評価小委員会内に機能別の部会方式を取り入れている(資料:2-1、2-2)。自己点検・評価委員会における毎年の振り返りで部会制が有効に機能しているかを確認しており、これを受けて2017(平成29)年度も引き続きこの方式で各業務を遂行している。

その他に自己点検・評価の客観性の担保のために実施している外部評価委員会は、一層の実質化を図るため、従来の面接方式からテーマを絞った意見交換方式へ2015(平成28)年度に変更し、2017(平成29)年度も進路支援をテーマに実施した。これらの情報公開に関しても、公表が義務付けられているすべての項目を含めて、大学公式ホームページで公表している(資料:2-23)。

以上のように、方針を立て、これに基づいて各活動を行い、定期検証や外部評価委員会からの提言や、その他日常の自己点検・評価活動について、とりわけ毎年度の点検・評価報告書の作成・校正プロセスを通して各活動や方針自体を検証している。

各責任主体、自己点検・評価小委員会(学長を補佐する担当副学長が委員長)、自己点検・評価委員会(学長が委員長)、総合経営企画課(学長室内に設置)の明確な権限・責任・連携体制という学長ガバナンスのもとで、検証結果を確実に改革・改善に繋げるPDCAサイクルを機能させている。また、点検・評価報告書、外部評価委員会の報告書およびその他の大学関連情報の公表を通じて、本学の質の保証と向上への取り組みについて社会的に説明責任を果たしている。

以上、有効に機能したシステムのもと内部質保証に関する取り組みは継続的に行っており、概ね基準を充足している。

※根拠資料

- 2-1 立正大学自己点検・評価の実施に関する規程
- 2-2 立正大学大学院自己点検・評価の実施に関する規程
- 2-3 立正大学自己点検・評価の実施に関する細則
- 2-4 立正大学大学院自己点検・評価の実施に関する細則
- 2-5 立正大学自己点検・評価小委員会年次報告書部会員に関する申し合わせ
- 2-6 立正大学大学院自己点検・評価小委員会年次報告書部会員に関する申し合わせ
- 2-7 立正大学学園事務組織規程
- 2-8 立正大学学園内部監査規程
- 2-9 3つのポリシーおよびアセスメント・ポリシー制定・改正ガイドライン

- 2-10 立正大学教育目標、三つの方針および各種方針等の策定・改訂・公表手続に関する申し合わせ
- 2-11 2017（平成29）年度 自己点検・評価活動方針・目標・計画
- 2-12 自己点検結果リスト
- 2-13 平成28年度第6回自己点検・評価委員会／第6回大学院自己点検・評価委員会・第3回自己点検・評価小委員会／第3回大学院自己点検・評価小委員会議事録
- 2-14 平成29年度第1回自己点検・評価委員会／第1回大学院自己点検・評価委員会議事録
- 2-15 2016（平成28）年度 授業アンケート
- 2-16 FD News Letter Vol.20
- 2-17 立正大学外部評価委員会細則
- 2-18 2017年度立正大学外部評価委員会報告書
- 2-19 平成29年度第4回自己点検・評価委員会／第4回大学院自己点検・評価委員会議事録
- 2-20 平成29年度1月大学院研究科長会議議事録
- 2-21 (Web) 自己点検・評価活動
- 2-22 (Web) 外部評価
- 2-23 (Web) 情報公開
- 2-24 立正大学学園情報公開規程
- 2-25 立正大学学園財務情報閲覧規程
- 2-26 立正大学個人情報保護に関する規程
- 2-27 平成29（2017）年度 入学試験要項 A0
- 2-28 平成29（2017）年度 入学試験要項 一般
- 2-29 平成29（2017）年度 入学試験要項 指定校
- 2-30 平成29（2017）年度 入学試験要項 特別入学試験
- 2-31 平成29（2017）年度 入学試験要項 外国人
- 2-32 平成29（2017）年度 入学試験要項 附属・準附属校
- 2-33 平成29（2017）年度 入学試験要項 編入（協定校）
- 2-34 平成29（2017）年度 大学院学生募集要項
- 2-35 2017（平成29）年度 立正大学 大学基礎データ
- 2-36 (既出：1-4) 定期検証事項チェックリスト
- 2-37 (既出：1-5) 基礎要件確認シート
- 2-38 (既出：1-6) 立正大学方針集



第 3 章 教育研究組織

第3章 教育研究組織

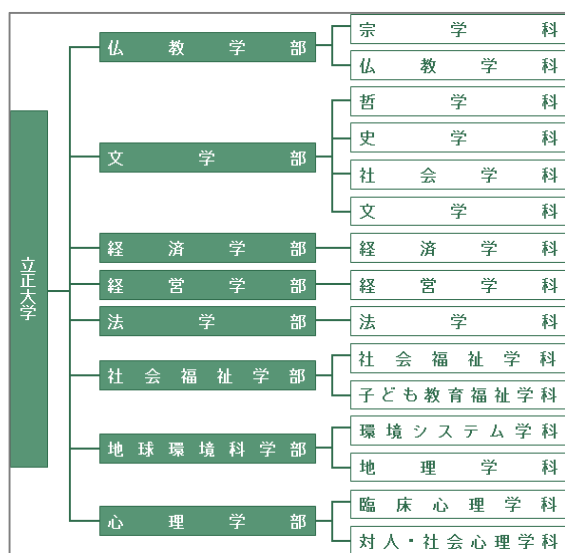
1.現状説明

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

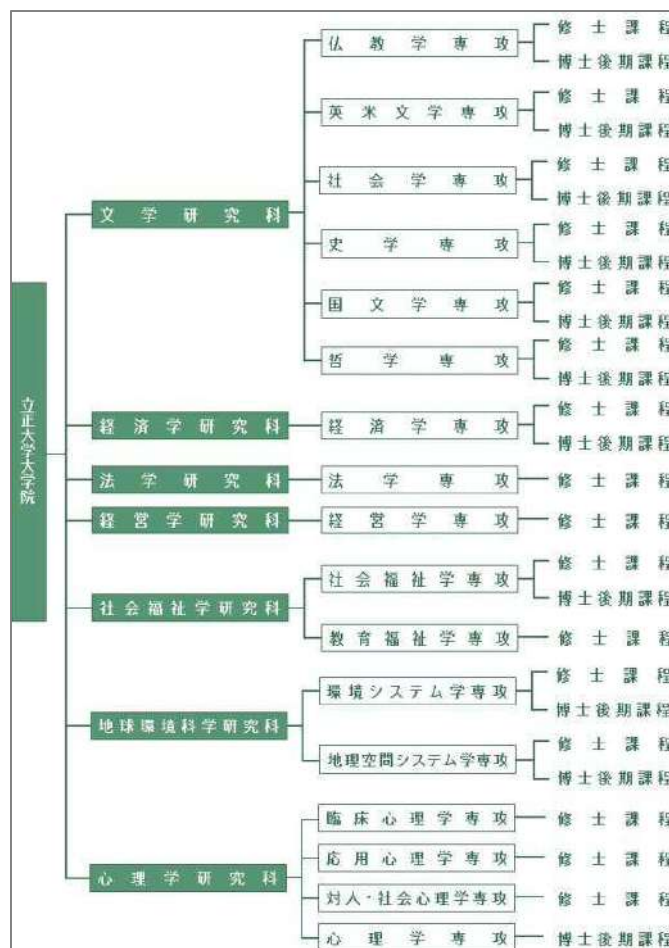
立正大学学園が設置する学校は、「学校法人立正大学学園寄附行為」に定めている。立正大学および研究所等の附属教育研究機関は、立正大学学則、および立正大学大学院学則に下図のとおり、定めている(資料：1-1、1-2、1-3)。

「教学組織図」(本学公式ホームページより)

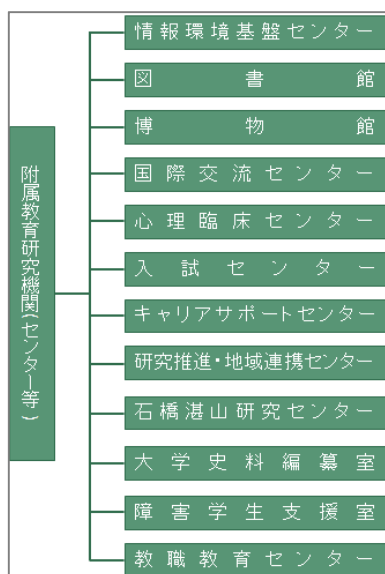
○立正大学



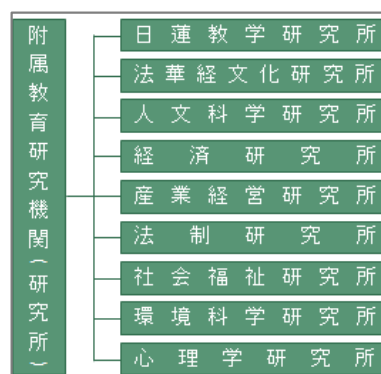
○立正大学大学院



○附属教育研究機関(センター等)



○附属教育研究機関(研究所)



これら附設研究所の他、情報環境基盤センター、図書館、博物館、国際交流センター、心理臨床センター、入試センター、キャリアサポートセンター、研究推進・地域連携センター、大学史料編纂室、教職教育センターを置いている。また2017（平成29）年度より、後に第55代内閣総理大臣となる石橋湛山が1952年から16年間にわたって学長を務め、教育者・湛山から直接薫陶を受けた唯一の大学として、その思想・哲学・精神を学内的・社会的に継承・発展させ、もって石橋湛山に関する研究教育の拠点化を図ることを目的とする「立正大学石橋湛山研究センター」を新たに開設した。

「真実を求め至誠を捧げよう、正義を尊び邪悪を除こう、和平を願い人類に尽そう」という大学の建学の精神に立脚し、本学の教育目的を実践する教育研究組織は、発祥より培った人間教育を基軸とし、時代の要請を反映しながら、人文・社会・自然の諸科学を融合して健全で豊かな人間社会を創造することを目指し、今日の8学部7研究科による「人間・社会・地球に関する総合大学」を形成してきた。このことは本学の理念・目的に合致し、学術の進展や社会の要請に適合している。学部・研究科の教育研究活動などを支援する目的で作られている附設研究所、および各センター等は、それぞれの規程に目的を定め、これに沿って運営している（資料：3-1、3-2、3-3、3-4、3-5、3-6、3-7、3-8、3-9、3-10、3-11、3-12、3-13、3-14、3-15、3-16、3-17、3-18、3-19、3-20）。

しかしながら上記の教育研究組織は、社会状況を勘案すると、再検討すべき時期に至っており、本年度、本学の重要なミッションである社会貢献を軸に据えた、地域社会に寄与する人材育成を目的とした新学部の設置の検討を始めた。

さらに、学部生に必須の建学の精神を反映した「立正科目」の開設は現状では不十分であり、また『「モラリスト×エキスパート」を育む。』という教育ビジョンに対応する科目設置も十分ではなく、早急な対応を行うべく検討を行っている。大学における国際言語としての英語を主体とした語学教育も重要な分野であるが、立正大学における教育体制は十分とはいえない。1995（平成7）年度の教養部の改組、所属教員の既存学部への転属以後、全学共通教育的視点が欠如しており多くの問題を内包したままである。

このため全学に共通した基盤教育の展開と教育改革推進を担う「全学教育推進センター」の2018（平成30）年度開設を目指し、全学教育センター準備室を設け対応している（資料：3-21）。

また立正大学は仏教系大学としての誇りのもとに、立正精神を反映した特色ある人材養成を一層推進すべき義務を負うものであるが、現状は満足すべき状況にない。そのため、2017（平成29）年度に策定した中期計画において、その責務を果たすうえでの素養を身につけるべく、教職員の人材育成制度の検討を行うこととした（資料：1-7）。

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

立正大学としての教育研究組織に関する適切性の検証は、「定期検証事項チェックリスト」に基づき学長室会議において実施している（資料：1-4）。

その結果を踏まえ、立正大学石橋湛山研究センターを開設するとともに、本学の社会的ミッションを体現し、地域社会に貢献する人材育成のための新学部および全学的教育目標を達成するための全学教育推進センターについての検討を開始し、中期計画において実行プロセスを定めた（資料：1-7）。

また2014（平成26）年に設置した「大学史料編纂室」は、来るべき開校150周年事業としての『立正大学150年史（仮称）』の編さん・刊行のために課長を配置して担当者を拡充した。

2.長所・特色

大学の建学の精神を社会的に実践するために、ジャーナリスト、政治家として活躍し、第16代学長として立正大学の安定的発展の基礎を構築した石橋湛山の研究推進のために「立正大学石橋湛山研究センター」を開設した。大学ブランディング政策として4年間行ってきた「石橋湛山プロジェクト」の研究成果に基づく「立正大学石橋湛山研究センター」の開設であり、立正大学の社会的存在を明示するための活動を継続するものである。

3.問題点

現在の8学部7研究科、9研究所による組織編制は、社会的動向を勘案すると、教育研究組織の再編成を検討する時期に至っている。さらには2017（平成29）年度に仏教学部、社会福祉学部を除く6学部10学科において収容定員増を行い、1万人態勢を確定したところであるが、法学部の東京都品川キャンパスへの移転が2017（平成29）年度をもって完了したことを受け、広大な敷地と充実した設備を擁する埼玉県熊谷キャンパスを活用した新たな取り組みが求められる。2017（平成29）年度に熊谷キャンパスは開設50周年を迎え、それに併せて発表した「熊谷キャンパス宣言」においては、新学部の設置や自然栽培研究センターの設置などキャンパス特性を活かした方向性と具体策を提示し、今後充実策を展開していく（資料：3-22）。

また『「モラリスト×エキスパート」を育む。』という教育ビジョンを実現するための独自科目や、教養・語学教育を含めた全学共通教育の再整備は、10年来の課題となっている。そのため、総合大学としての強みを発揮しながら、全学的な教育改革推進を担う「全学教育推進センター」を2018（平成30）年度に開設する。

4.全体のまとめ

大学評価基準に対しては充足しており、そのうえで本学の社会的存在価値を高めるための組織変更を適宜行っている。

教育改革を推し進める「全学教育推進センター」を2018（平成30）年度に開設し、既存学部における全学共通教育の整備を進めるとともに、昨今の社会情勢を鑑み、また埼玉県熊谷キャンパスの周辺地域との友好関係を含めた環境を活かし、社会連携・協働型の実践的な新学部の設置を目指す。

また、2017（平成29）年度に策定した立正大学学園第1次中期計画にもとづき、順次教育研究組織の再整備を進めていく。

※根拠資料

- 3-1 立正大学日蓮教学研究所規程
- 3-2 立正大学法華経文化研究所規程
- 3-3 立正大学人文科学研究所規程
- 3-4 立正大学経済研究所規程
- 3-5 立正大学産業経営研究所規程
- 3-6 立正大学法制研究所規程
- 3-7 立正大学社会福祉研究所規程
- 3-8 立正大学環境科学研究所規程
- 3-9 立正大学心理学研究所規程
- 3-10 立正大学情報環境基盤センター規程
- 3-11 立正大学図書館規程
- 3-12 立正大学博物館規程
- 3-13 立正大学国際交流センター規程
- 3-14 立正大学心理臨床センター規程
- 3-15 立正大学入試センター規程
- 3-16 立正大学キャリアサポートセンター規程
- 3-17 立正大学研究推進・地域連携センター規程
- 3-18 立正大学史料編纂室規程
- 3-19 立正大学教職教育センター規程
- 3-20 立正大学石橋湛山研究センター規程
- 3-21 立正大学全学教育推進センター準備室設置について
- 3-22 立正大学 熊谷キャンパス宣言

- 3-23 (既出：1-1) 学校法人立正大学学園寄附行為
- 3-24 (既出：1-2) 立正大学学則
- 3-25 (既出：1-3) 立正大学大学院学則
- 3-26 (既出：1-4) 定期検証事項チェックリスト
- 3-27 (既出：1-7) 立正大学学園第1次中期計画

第 4 章 教育課程・学習成果

第4章 教育課程・学習成果

1.現状説明

授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

大学の教育目標は基礎要件確認シート表8に示す通り、全学及び各学部、各研究科で定め公表している（資料：1-5 表8）。これらの教育目標は、大学の理念・目的に即し、立正大学学則及び立正大学大学院学則にて定めている（資料：1-2 第16条、1-3 第6条の2）。これらの教育目標を達成するため、基礎要件確認シートの表8に示す通り、全学及び各学部・各研究科において、「卒業認定・学位授与の方針」を定め、公表している。当該方針については、2016（平成28）年度、全学的に三つのポリシーの一体的な見直しを行い、学生が修得することが求められる知識・技能・態度等を、「関心・意欲・態度」、「知識・理解」、「技能」の三つの観点において、具体的に明示している（資料：1-5 表8）。

教育目標及び「卒業認定・学位授与の方針」の適切性については、『立正大学方針集』に定める各責任主体において、定期的に検証を行っている（資料：1-6、1-4）。

授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

「卒業認定・学位授与の方針」に基づき、基礎要件確認シート表8に示す通り、全学及び各学部・各研究科において、「教育課程編成・実施の方針」を定め、公表している。当該方針においては、2016（平成28）年度に全学的に三つのポリシーの一体的な見直しを行い、教育課程の体系、教育内容や教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を具体的に明示している（資料：1-5 表8）。

教育目標及び「教育課程編成・実施の方針」の適切性については、『立正大学方針集』に定める各責任主体において、定期的に検証を行っている（資料：1-6、1-4）。

教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

8学部7研究科ともに、定められた「教育課程編成・実施の方針」に基づいて授業科目を開設している。科目履修の順次性や体系性については、これまで個々の学部・研究科において十分な配慮のもと編成してきたが、2017（平成29）年度より、全学での科目ナンバリング及びカリキュラムマップを導入し、統一的な整備を始めた（資料：4-1）。個々の授業科目の内容及び方法については、それぞれの学部・研究科において十分な配慮のもと編成・実施されている。なお、全学共通の初年次教育として「学修の基礎Ⅰ」を開設し、本学教務委員会が編集した導入教育ガイドブック『START 学修の基礎 2017』を用いた建学の精神の理解、大学教育での学び方に配慮した導入教育を展開している（資料：1-9）。また、学士課程における教養教育と専門教育の適切な配置についても、各学部各学科の特性に応

じた科目の開設、必修・選択科目等の設定、卒業要件単位における修得単位の設定を行っている（資料：1-2 第17条、第19条）。こうした教育課程については、それぞれに定める「卒業認定・学位授与の方針」に対応すべく開設科目や履修制度等についての見直しを適切に行っている（資料：1-4）。さらに総合大学としてのスケールメリットを活かした学部・学科を横断する学際的学習として、2014年度より他の学部との協議に基づき、学生にその所属する学部以外の授業科目を履修させ、修得した単位を教授会の定めるところにより卒業基準単位として認めることができる相互履修制度を学則に定めている（資料：1-2 第19条2の2）。

しかしながら、全学の「教育課程編成・実施の方針」に基づき「卒業認定・学位授与の方針」を達成するためには、全学共通の教養教育の必要性を認識しており、2016（平成28）年度に将来構想委員会において策定した構想（資料：4-2）を具現化すべく、2017（平成29）年度に「全学教育センター準備室」を設置し、教養教育を含む全学共通教育について検討を進めている。2018（平成30）年度には、「全学教育推進センター」を開設し、具体的なカリキュラムの検討を行う予定である。

各種教育課程における開設科目の単位数の設定は、単位制度の趣旨に基づき、1単位当たりの学修時間を立正大学学則に規定し、それに則り行っている（資料：1-2 第11条）。なお、立正大学大学院学則においては、当該事項について立正大学学則に準じる旨明記している（資料：1-3 第57条）。

大学院においては「教育課程編成・実施の方針」に基づき、各研究科の修士課程および博士後期課程における教育課程について、コースワークとリサーチワークのバランスに配慮した適切な科目配置と研究指導体制を整えている（資料：1-3 第6条、第6条の2）。

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育として、全学共通科目として「キャリア開発基礎講座Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を開設し対応している（資料：4-3）。加えて心理学部においては、独自に「キャリアとライフ」（資料：4-4 p. 141, 237）を開設し、臨床心理学科においては専門科目（必修）として、対人・社会心理学科においては一般教養科目としてそれぞれ位置付け展開している。

大学全体としては、全学に共通した建学の精神を直截的に反映した「学修の基礎Ⅰ」を開設しているが、内容や実施方法を含めた検証を行う時期に至っており、仏教系大学として相応しい「立正科目」開設に向けての検討に着手した。さらには教育ビジョンである『「モラリスト×エキスパート」を育む。』を実現するための科目の設置も不十分である。このため2018（平成30）年度の「全学教育推進センター」の開設を目指して準備室も設けて対応している（資料：3-21）。

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

8学部7研究科ともに、学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置を講じている。

各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置として、履修登録単位数の上限を基礎要件確認シート表9の通り定めている（資料：1-5 表9）。なお、法学部においては1年間に履修登録できる単位数の上限を原則として40単位と定めているが、2年次以降は前

年度のGPAの値に連動して設定しており、最小36単位、最大48単位と学習成果に応じた履修を可能とする取組みを行っている(資料:4-5 p.120)。

講義案内は全学的に書式を統一して作成しており、「シラバス作成ガイドライン」に則り各科目担当教員が記入を行っている(資料:4-6)。講義案内は、学部・研究科それぞれが冊子で学生へ配付しているほか、Webシラバス(資料:4-7)も随時閲覧できる。また、講義案内への掲載項目は教務委員会で点検を行っており、2017(平成29)年度より新たに科目ナンバリングコードおよび課題に対するフィードバックの方法についての項目を追加する見直しを行った。未入力項目がある場合は、システム上登録できないように設定しており、必要項目の未入力による不備解消に努めている。2017(平成29)年度の講義案内作成に際しては、教務委員会を中心とする全学的なチェック体制を整え、全ての科目のシラバスの内容確認を行った(資料:4-8、4-9、4-10)。

教育再生実行会議等で示された新たな方向性に合致した先進的な取組をする大学を支援することを目的に、2014(平成26)年度から実施された「大学教育再生加速プログラム」(Acceleration Program for University Education Rebuilding:AP)の「アクティブ・ラーニング」に本学は採択され、地球環境科学部を中心とするアクティブ・ラーニングの推進を全学的に展開するため、立正大学全学AP推進委員会を組織し対応している(資料:4-11)。2017(平成29)年度は、学生の能動的学修を促す教育手法を用いた授業の実態調査を、集中科目を除く全授業を対象として実施し、実態把握を行った。その結果様々な教育手法を用いた、担当教員ごとの工夫を凝らした授業を展開しており、授業の活性化を図っていることが明らかになった(資料:4-12、4-13)。今後、各種教育手法の効果検証を行いながら、更なる改善を目指し全学的な普及と実質化を進めていく。また、当該事業の中心的役割を担う地球環境科学部においては、地球環境科学部教育改革推進委員会および立正大学地球環境科学部大学教育再生加速プログラム運営委員会を基幹組織として、AP事業が2019(平成31)年度まで延長が認められたことを受け、学部独自に取り組む推進方策の更なる発展に加え、全学的なアクティブ・ラーニングの普及に向けた授業内容や教授方法等の還元策の検討を進めている(資料4-14、4-15、4-16)。

授業形態に配慮した1授業あたりの学生数については、特に外国語科目、演習科目、実技科目、実験・実習科目においては、その授業の特性に合わせた授業規模による実施に配慮している。また、情報教育科目、体育実技科目、実験・実習科目においては、TA、SAを適切に配置するなど教育の質担保に努めている(資料:4-17)。

学生に対する適切な履修指導の実施については、年度当初に全学的なガイダンス期間を設け対応するとともに、各学部・各研究科において支援体制を整備している(資料:4-18)。また、非常勤講師を含む全教員にオフィスアワーを設け、講義案内を通じて周知しており、学習相談だけでなく履修相談の機会としても活用されている。各学部における取組み事例としては、仏教学部における懇談室での個別相談が挙げられる。2017(平成29)年度の教員およびチューター(大学院生、本学部を卒業したOB・OGの任用)による懇談室を活用した相談は、7月末日時点で、学修等に関する教員への相談326件、学生生活等に関するチューターへの相談500件寄せられており、幅広く相談に対応することができている。なお、特に指導を必要とする成績不振学生に対する対応については、「成績不振学生の個別指導対応」を各学部で定め、教務委員会において確認し、適切に対応している(資料:4-19)。

大学院における学位取得までのプロセスは、研究科ごとに中間発表会や公聴会などを含め適切に定めている。さらに、2014年度より、全研究科共通の研究指導計画書を導入した（資料：4-20）。学生自身が年度の研究計画を記述し、これに対する指導計画を指導教員が記述することで、研究科における研究指導および学位論文作成指導を計画的に行っている。また一部の研究科を除き、年度末にこの結果を各研究科委員会で報告している。

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

学部の学位授与に関する基準、諸手続きは「学生要覧」（資料：4-5）に掲載している。各学部教授会では定められた基準、手続きに従って卒業判定を行い、適切に学位を授与している。

成績評価の方法については、各学部・研究科、教養的科目および免許・資格課程用の「講義案内」に「成績評価方法」欄を設け、受講者に対して予め明示している。成績評価はこれに則り厳格な成績評価を行っている。

学部の単位認定については、単位制度の趣旨に基づき、学則に準拠して（資料：1-2 第11条）講義科目において15時間から30時間、実験・実習および実技については、30時間から45時間を持って1単位とするため、これに必要な授業実施回数を確保し、定期試験やレポート等講義案内に記載した評価方法に基づいて適切に行っている（資料：4-6）。なお、授業を休講した場合は補講を実施することで授業時間を補完するよう、全教員へ配付している授業支援ハンドブックを通じて周知するとともに、その実態について教務委員会で把握している（資料：1-2 第11条、4-21）。前述の授業における学修時間の確保に加え、講義案内に予復習の内容・時間の目安となるよう「授業外学修」を示す項目を設けており、学生にこれを確認しながら履修させることで、当該科目に要する時間を確保することを促している。既修得単位の認定は、大学設置基準第28条に基づき、学則に単位認定や上限について定めている。他大学等から編入する者の単位は、定められた範囲で、教授会において適切に認定を行っている（資料：1-2 第18条、第20条、1-5 表11）。なお、成績評価に対し疑義がある場合、学生は所定の期間において成績調査確認申請を行うことができる（資料：4-22）。

学部における学位の授与は学部教授会にて審議する旨を立正大学学則に定めており、その審議結果を全学協議会に上程し承認している（資料：1-2 第94条）。

また、大学院研究科の単位認定については、単位制度の趣旨に基づき、立正大学学則に準拠して適正に行っている（資料：1-2 第11条、1-3 第57条）。他研究科または他大学院における履修で修得した単位の認定については、基礎要件確認シート表11のとおり、大学院学則に定めている範囲で行っている（資料：1-3 第8条の2、1-5 表11）。

学内における多くの研究科（経済、経営、法学、社会福祉学、地球環境科学の5研究科修士課程）では、先取履修制度（資料：1-3 第8条の3）を導入しており、学内からの大学院進学をすすめ、各研究科進学時に既修得単位として修了要件に含めている。大学院研究科では、論文審査基準について各研究科の「講義案内」に掲載している。研究科の学位審査および修了認定については、客観性・厳格性を確保するため、「立正大学大学院学位規則」に従い、研究科毎に定め厳正に実施している（資料：4-23）。さらに、「学位論文審査に関する不服申

し立てに関する申し合わせ」を制定し、より一層客観性・厳格性の確保を図っている(資料：4-24)。大学院研究科においては、博士論文の要旨および審査報告を印刷公表しており、立正大学学術機関リポジトリにて公表している。

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

本学ではGPA制度を採用しており、成績通知表にGPA値を付記するとともに、卒業要件科目のGP値を表記している。(資料：4-25)。これらを学習成果の評価指標の一つとして利用するほか、大学院進学や留学、奨学金給付の参考として利用している(資料：1-9)。さらに、2011(平成23)年度より所属学科学年別にGPA値の分布図をポータルサイト経由で知らせており、学生が自身の成績を相対的に把握することを可能にしている。(資料：4-26)。さらに教職課程では学習履歴等を記録する履修カルテを導入し、学生自身が履修状況の把握や履修計画および自己の学習に活用しているとともに、教職員による履修指導、成績の把握、実習前に必要な書類管理等にも活用している。

科目毎に授業改善アンケートを行い、「授業の理解度」「授業での新知識」「授業の満足度」については、「大いに得られた」「少し得られた」と回答した人が70%を超えており、個人の成果実感としても高い評価が得られていると判断できる(資料：2-15)。新入生アンケート、卒業生アンケートおよび休学率、退学率、卒業率、就職率などの調査を行っているが、これらを利用した評価指標は開発していない。「大学院生の教育・研究環境に関するアンケート」の「教育内容・方法についての総合評価」は85%と高い満足度を得ている(資料：2-15)。

アセスメント・テストとしては、入学時および2年進級時にTOEIC®テストを全学で実施している。経年でのスコア比較を行うことで学習成果を把握するとともに、外国語教育の充実に向けた教育内容・方法の改善に活用している。また、一部の学部においては独自に外部標準テストを導入するなどの施策を講じており、特に仏教学部においては、1年入学時の学力把握、および2年進級時における伸び代の測定を目的とした「文献読解基礎能力テスト」を開発し、2017(平成29)年度より試行的に実施するなど、専門教育の基礎となる能力における学習成果の把握に取り組んでいる(資料：4-27)。

学習成果の指標は、個々には開発・活用されているが、全体の指針となるアセスメント・ポリシーについては、早期の設定を目指して検討を進めている現状である。

教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育成果については、「定期検証事項チェックリスト」を使用した各学部・研究科による検証(資料：1-4)と新入生アンケート、GPA、授業改善アンケート、退学率、卒業率、資格取得率、就職率および卒業予定学生に対するアンケート(4年生アンケート)の実施結果から、定期的に教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけるための検証・検討を行っている。

全学的に年2回行っている「授業改善アンケート」は、その結果および学生のコメントを

教員が確認して学期単位で改善に役立っている。また授業改善アンケートの結果から質の高い授業実践が認められた授業科目および授業担当教員を「立正大学ベスト・クラス賞」として選出し、学内FD研修会において、その成果を還元し、全学の教育水準の向上に努めている。

大学院では、全学的に年1回実施している「大学院生の教育・研究環境に関するアンケート」の結果を報告書として取りまとめ、授業担当教員および各部署に配布し、教育内容・方法の改善に役立っている。

2.長所・特色

各学部では、それぞれ特色ある科目の開講などの施策により学修成果を挙げている。

例えば仏教学部で開設する「海外仏教文化研修」「国内仏教文化研修」は、教室内での学びと体験を融合した科目として、例年多くの受講生の参加を得ており、また他学部に対して学部間相互履修制度の科目として開放している。2017（平成29）年度は、「海外仏教文化研修」を学園ブランディング・プロジェクトとして展開する「立正大学・ネパール交流プロジェクト」と連携して展開し、教室での受講や文献調査だけでは分かり得ない事柄を体験的に学ばせるコンセプトはそのままに、現地文化に精通した、登山家で本学客員教授を務める竹内洋岳氏をはじめ、地球環境科学部名誉教授、文学部史学科教員による現地講義や史跡探訪を企画するなど、学部の垣根を越えた取組みとしても高い成果を挙げた（資料：4-28）。

また、グローバル時代に対応出来る英語力の獲得を「卒業認定・学位授与の方針」に掲げる文学部では、2015（平成27）年度から1年次必修科目である「基礎英語」の改革を進め、2017（平成29）年度から文学部教員が作成したテキスト“Fundamental English Practice”を共通テキストとして利用した取組みが行われている（資料：4-29）。さらに文学部ではすべて英語による授業を2015（平成27）年度より実施しており、文学部生に留まらず他学部生に対する英語教育の充実・強化をも目指すものとして全学に解放されており、2017（平成29）年度は14科目を開講した（資料：4-30 pp.12-22）。

経済学部では日本経済新聞社との連携授業、「ビジネススキル養成講座」などの外部講師との連携授業を拡充し、実践的な能力開発と学修意欲の向上が図られている（資料：4-31）。

社会福祉学部では、推薦入試合格者に対し入学前教育として「表現力基礎」を必修とする補習課題を課しており、受講前後の国語力に関する評定では一定の成果が見られるなど、効果を挙げている（資料：4-32）。さらに社会福祉学科では学生ポートフォリオとして「自分づくり手帳」を導入（資料：4-33）して学修指導にあたりるとともに、社会福祉士・精神保健福祉士国家試験の受験対策と学習のサポートを行うことを目的に「国家試験対策室」を設置し、課外講座として当該資格に対する「国家試験対策講座」を開講して高い成果を挙げている。

地球環境科学部で開設する「環境保全活動実験」では、海外現地スタッフや国内他大学との交流を通じた能動的学修の活性化が図られており、また「海外調査法およびフィールドワーク」では大学院生を含めた学年縦断的な刺激による学生相互の教育効果を生んでおり、特徴ある授業として成果を挙げている。

また、2014（平成26）年度に大学教育再生加速プログラム（テーマⅠ アクティブ・ラーニング）に採択され、地球環境科学部を中心として全学的なアクティブ・ラーニングの推進に取り組んでおり、全学的に各授業における教育手法の実態調査および授業担当教員に対する意識調査を実施し、その結果をもとに今後の具体的な普及施策の検討を行い、2018（平成30）年度からの実施に向けた体制を整えた。

3.問題点

「卒業認定・学位授与の方針(DP)」、「教育課程編成・実施の方針(CP)」、「入学者受入れの方針(AP)」の三つの方針は全学のもとに各学部、各研究科で定められているが、定期検証の結果として、三つの方針とカリキュラムの実態に一部乖離が見られた。特に建学の精神を反映した「立正科目」の開設が不十分な点であり、早急な全学的対応が問題となっている。また立正大学の教育ビジョンである『「モラリスト×エキスパート」を育む。』を実現するための外国語を含む教養的科目の開設も十分ではない。このため、2018（平成30）年度に「全学教育推進センター」を開設するための準備室を設け、2019（平成31）年度からの科目開設を目指し対応している。

アセスメント・ポリシーの策定については、2015（平成27）年度以来、継続課題として取り組んでいるが、並行して三つの方針の見直しや、科目ナンバリング、カリキュラムマップの整備を行っており、それらとの整合性を考慮する必要があるため、当初の目標よりも策定期間が遅れているが、2018（平成30）年度も引き続き検討を進める。

4.全体のまとめ

大学評価基準に対しては概ね充足している。ただし、問題点にも挙げたとおり、検証結果として、建学の精神を反映した私学独自のアイデンティティ確立に密接に関連する科目の全学的な開設が十分には果たされていないとの認識を得た。

また全学的な調査を行った結果、学生の能動的学修を推進するための取り組みは個々の教員によりなされているものの、共通認識の下での組織的な対応は未だ十分とは言えない。さらには学修成果の測定の指標開発もいまだ途上であり、対応が急務である。

※根拠資料

- 4-1 平成 29 年度 カリキュラムマップ
- 4-2 2016 年度将来構想委員会答申
- 4-3 平成 29 年度 キャリア開発関連科目シラバス Let's TRY
- 4-4 平成 29 年度 講義案内 心理学部
- 4-5 平成 29 年度 学生要覧
- 4-6 平成 29 年度 シラバス作成ガイドライン
- 4-7 (Web) Web シラバス
- 4-8 シラバスチェック体制
- 4-9 シラバス内容確認項目について

- 4-10 シラバス内容確認シート
- 4-11 立正大学全学 AP 推進委員会規程
- 4-12 能動的学修を促す工夫に関する実態調査結果
- 4-13 能動的学修を促す工夫に関する意識調査結果
- 4-14 平成 26 年度 立正大学 大学教育再生加速プログラム (AP プログラム) 事業報告書
- 4-15 平成 27 年度 立正大学 大学教育再生加速プログラム (AP プログラム) 事業報告書
- 4-16 平成 28 年度 立正大学 大学教育再生加速プログラム (AP プログラム) 事業報告書
- 4-17 平成 29 年度 情報 SA・体育 SA 担当配置表
- 4-18 平成 29 年度 ガイダンス日程
- 4-19 成績不振学生の個別指導対応
- 4-20 研究指導計画書
- 4-21 2017 年度版 授業支援ハンドブック
- 4-22 成績調査確認申請要項
- 4-23 立正大学大学院学位規則
- 4-24 学位論文審査の不服申し立てに関する申し合わせ
- 4-25 立正大学における評点と GP 及び GPA について (お願い)
- 4-26 2017 年度第 1 回教務委員会議事録
- 4-27 平成 29 年 7 月仏教学部教授会議事録
- 4-28 ネパール宗教文化研修募集掲示
- 4-29 Fundamental English Practice
- 4-30 平成 29 年度 講義案内 文学部 (講義内容編)
- 4-31 2017 年度 ガイダンス資料
- 4-32 2017 年 立正大学 社会福祉学部 入学前準備教育 結果報告書
- 4-33 立正大学社会福祉学部 自分づくり手帳
- 4-34 (既出: 1-2) 立正大学学則
- 4-35 (既出: 1-3) 立正大学大学院学則
- 4-36 (既出: 1-4) 定期検証事項チェックリスト
- 4-37 (既出: 1-5) 基礎要件確認シート
- 4-38 (既出: 1-6) 立正大学方針集
- 4-39 (既出: 1-9) START 学修の基礎 2017
- 4-40 (既出: 2-15) 2016 (平成 28) 年度 授業アンケート
- 4-41 (既出: 3-21) 立正大学全学教育推進センター準備室設置について



第 5 章 学生の受け入れ

第5章 学生の受け入れ

1.現状説明

学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

大学および大学院修士課程、博士後期課程の「入学者受入れの方針」は、学校教育法施行規則改正による2017(平成29)年4月の公表義務化を受け、2017(平成29)年度より新たに策定した「入学者受入れの方針」を基礎要件確認シート表13に示す通り定め、公表している(資料:1-5 表13)。

また、2013(平成25)年度より各学部の「入学者受入れの方針」に、当該課程に入学するにあたり、入学までに身に付けてほしい知識・能力等を明示化することに取り組み、入学者選抜方法における評価の項目および該当する試験区分と併せて、大学公式ホームページに明示している。また、2016年度入学試験から入学試験要項においても記載しており、2018年度入学試験においても引き続き掲載をしている(資料:2-27、2-28、2-29、2-30、2-31、2-32、2-33)。

大学院については2014年度に、入学までに身に付けてほしい知識・能力等の内容・水準を明示化することを決定した。その後三つの方針の一体的見直しを行い、2017(平成29)年度より改訂し、基礎要件確認シート表13のとおり公表している(資料:1-5 表13)。

全学的な「障害のある学生受入れの方針」は、2012年度策定し、2013年度に各種方針の1つとして見直しを行った。さらに、2014年度に表記の検証を行い基礎要件確認シート表14のとおり公表している(資料:1-5 表14)。

学生の受け入れ方針の適切性については、定期検証事項チェックリストにおいて定期的に検証しており、2016(平成28)年度に一体的見直しを行い、本年度改訂版を公表した。

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

本学の入学者選抜制度については、「平成30年度大学入学者選抜実施要項」を入試運営委員会において確認後、大学としての「入学者受入れの方針」に基づき、A0入学試験や推薦入学試験(指定校制、公募制、公募制スポーツ)、大学入試センター試験利用入学試験、一般入学試験、特別入学試験(外国人、社会人、海外帰国生徒等)など、多様な入学試験制度を実施している。また学部によって差異はあるものの、複数回の入学試験の機会を設け、各入学試験要項で出願資格や審査方法を公表し、各入学試験を同要項に基づき適切に実施している。

入試ガイドブックや大学公式ホームページ等において、前年度の入試データ(募集定員・志願者・受験者・合格者・倍率・合格最低点など)、過去問題などを掲載し(資料:5-1、5-2)、さらに成績開示請求制度を設けることで選抜の透明性を確保している(資料:2-26)。なお、同制度については、2014年度入学試験から、入学試験要項に掲載している。合否判

定は、各学部の判定会議や教授会で行っている。例えば法学部における入学者選抜から合否判定までのプロセスは、まず入学試験要項において明記した方法に従った適切な入学者選抜の実施、特に面接試験においては主観的評価を排するために、共通の面接シートに従って2人以上の教員による面接を行い、面接担当教員が協議により、その評価点を決定するなどの工夫を講じている。その後、すべての入試の判定は、法学部入試委員会および法学部主任会の判定会議により原案が作成され、最終的に法学部教授会において確定される。この過程を経ることで、合格判定の公正性および透明性が確保されている（資料：5-3、5-4、5-5）。入学試験制度については、毎年度全学部による入試運営委員会で検討・確認を行っている。

大学院においても、「入学者受入れの方針」に基づき、一般、社会人、留学生等の入学試験制度を設け、「大学院学生募集要項」により公表している（資料：2-34）。また、成績開示請求制度を設けている。なお、同制度については、2016年度入学試験から大学院学生募集要項（資料：2-34）に掲載している。入学者選抜については、各研究科委員会において公正な審査を行っている。

各学部および研究科は、前年度の実績を基礎に、教授会・研究科委員会で募集・選抜の検証を行っている。例えば文学部では、「入学者受入れの方針」に基づき、毎年、入試関係会議を開き、各学科・専攻コースから選出された教員や、運営委員（入試担当）、文学部運営委員で構成される委員によって、入試動向の分析や入試制度についての検討を行い、教授会に審議事項を報告している（資料：5-6 第2条、第5条、第6条）。2017（平成29）年度についても、入試関係会議および学生募集に関する事項を検討する入試プロジェクト委員を含めた拡大入試関係会議を複数回開催し、入試動向の分析やそれに基づいた募集方法・選抜方法の検討を行っている（資料：5-7）。その上で、学部については、全学部による入試運営委員会で、大学院については研究科長会議で、次年度の募集・選抜方法を決定している。また毎年入試センターで前年度入学試験の分析結果を提示し、募集や選抜の問題点の確認を行っている。さらに、学部については全学の入試運営委員会で、大学院については研究科長会議で「入学者受入れの方針」を確認している。

2017年度入学試験に関しては大手予備校等を始めとする各種教育関係団体の入試結果データを確認し、9月に学長室を通して理事会に報告した（資料：5-8）。これら学部の入学者選抜方法や入学試験結果分析を入試センターにおいて集約するとともに、学生数のデータとあわせて検証し、中長期的な展望の下に、今後も公正かつ適切な募集・選抜を行っていく。

また、「障害のある学生受入れの方針」に基づき、2015年度入学試験から入学試験要項に「身体に障害のある方の出願について」の案内を記載し、2016年度入学試験からは、様々な障害者に対応できるようにするため「障害のある方の出願について」の案内（資料：2-27、2-28、2-29、2-30、2-31、2-32、2-33）に変更し、身体の障害に限定せず受験上の配慮を希望する出願者に対応し、2018年度についても引き続き対応を実施している。

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

大学の入学定員および収容定員の適切性については、全学による入試運営委員会において確認し、自己点検・評価委員会等での検証をもって点検・評価している。そのうえで、2016（平成28）年度末に仏教学部、社会福祉学部および地球環境科学部地理学科を除く6学部10学科における収容定員増に係る学則変更認可申請を提出し、2018（平成30）年度より収容定員を全学で9,420人から10,260人とする認可を受けた。また、月次在籍者数を確認して在籍管理をしている。大学(学部)全体では、入学定員に対する入学者数比率および収容定員に対する在籍学生数比率は大幅な未充足や超過はない(資料：2-35 表2、表3)。入学定員に対する入学者数比率の過去5年の平均値は、基準内で推移している。編入学定員は若干名として定めており、実際の編入学生数も少数である(資料：2-35 表2)。

自己点検・評価委員会を含め、各学部の教授会などでも入学定員・収容定員の充足状況の確認を行っている。

学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

方針および学生募集、入学者選抜については、全学・各学部・研究科で「定期検証事項チェックリスト」や「自己点検結果リスト(タスクリスト)」などを用い、定期的に検証している(資料：2-13)。大学院については、複数の課程・専攻で定員が未充足である。この件については、全学的には2015（平成27）年度大学認証評価受審時に、博士課程の一部専攻における収容定員未充足について指摘を受けたことを契機とし、大学院の奨学生制度の全面的な見直しを行った。また、大学院改革プロジェクトチームの立ち上げを決定した(2-20)。さらに、2014（平成26）年度に開始した研究科合同による大学院入試説明会を拡大し、2017（平成29）年度は全研究科合同で開催、14人の参加があるなど、募集広報の強化対応を行った。各研究科レベルでは、経営学研究科において、留学生の受験を促すため、日本語能力に関する受験資格の見直しや社会人に対する筆記試験を小論文に変更等を行っている。

学部の入学者選抜については、中央教育審議会の高大接続答申を受けて、学力の三要素の一つである「思考力・判断力・表現力」を問う新一般入試制度、「主体性・多様性・協働性」を重視した新A0入試制度の、2019（平成31）年度入学者選抜からの導入を決定した(資料：5-9)。

2.長所・特色

学部の入学者選抜については、中央教育審議会の高大接続答申を受けて、学力の三要素の一つである「思考力・判断力・表現力」を問う新一般入試制度、「主体性・多様性・協働性」を重視した新A0入試制度の、2019（平成31）年度入学者選抜からの導入を決定した(資料：5-9)。

3.問題点

大学院の定員未充足については、一定の取り組みを行っているものの、具体的な結果には結びついておらず、引き続き課題である。

4.全体のまとめ

本学では2015(平成27)年度に制定した教育目標を踏まえ「入学者受入れの方針」を定め、明示し、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っている。定員管理については、大学院で引き続き未充足の課題があるため、改善に向けた新たな取り組みを行っている。

また、方針および学生募集、入学者選抜については、各学部・研究科で定期検証事項チェックリストや自己点検結果リストなどを用いて定期的(定期検証事項チェックリストは原則5月、自己点検結果リストは必要に応じて複数回)に見直しを行っている。従って概ね基準を充足している。

※根拠資料

- 5-1 (Web) 入学試験過去問題
- 5-2 立正大学 ARCH 2017
- 5-3 平成28年度 法学部第9回臨時教授会議事録
- 5-4 平成28年度 法学部第13回臨時教授会議事録(入試)
- 5-5 平成28年度 法学部第14回教授会議事録
- 5-6 立正大学文学部入試関係会議細則
- 5-7 平成29年度 第1回文学部拡大入試関係者会議 議事録
- 5-8 平成29年度 9月理事会議事録
- 5-9 平成29年12月全学協議会議事録
- 5-10 (既出：1-5) 基礎要件確認シート
- 5-11 (既出：2-13) 平成28年度第6回自己点検・評価委員会／第6回大学院自己点検・評価委員会・第3回自己点検・評価小委員会／第3回大学院自己点検・評価小委員会議事録
- 5-12 (既出：2-20) 平成29年度1月大学院研究科長会議議事録
- 5-13 (既出：2-26) 立正大学個人情報保護に関する規程
- 5-14 (既出：2-27) 平成29(2017)年度 入学試験要項 A0
- 5-15 (既出：2-28) 平成29(2017)年度 入学試験要項 一般
- 5-16 (既出：2-29) 平成29(2017)年度 入学試験要項 指定校
- 5-17 (既出：2-30) 平成29(2017)年度 入学試験要項 特別入学試験
- 5-18 (既出：2-31) 平成29(2017)年度 入学試験要項 外国人
- 5-19 (既出：2-32) 平成29(2017)年度 入学試験要項 付属・準付属校
- 5-20 (既出：2-33) 平成29(2017)年度 入学試験要項 編入(協定校)
- 5-21 (既出：2-34) 平成29(2017)年度 大学院学生募集要項
- 5-22 (既出：2-35) 2017(平成29)年度 立正大学 大学基礎データ



第 6 章 教員・教員組織

第6章 教員・教員組織

1.現状説明

大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針(「求める教員像および教員組織の編成方針」)を明示しているか。

本学の教員には、建学の精神に基づいた本学の使命を十分に認識し、教育・研究・社会貢献を不断に推進できる高度な教育力・専門性と豊かな人間性を有するとともに、さらなる向上に努めることを求めている。

また求める教員像を「求める教員像および教員組織の編成方針」として以下のように定め、基礎要件確認シートの表16のとおり明示し公表している。

全学および各学部・研究科の理念・目的を十分に理解し、以下のような能力・資質を有し、かつそれらを不断に高める努力を惜しまない教員を求めます。

- (1) 学生と真摯に向き合い、その可能性を引き出し、一定の知識・能力を修得させ、社会的に有為な人材へと育てることのできる教育力
- (2) モラルと融合した感性豊かで高度な専門性と研究力
- (3) 教育・研究活動の成果を積極的に社会に還元し、持続可能な循環型社会づくりに貢献する姿勢
- (4) 円滑で組織的な大学運営の一翼を担い、協働・共創することのできる社会性、コミュニケーション力およびリーダーシップ
- (5) 上の諸要素の基盤となる、大学人としての公共的使命感、大学をめぐる社会的動向への関心、深い教養に裏打ちされた人間性

なお、学部・研究科においては、明文化された方針はないものの、全学の教員組織の編成方針に則り、専門領域・職位・年齢等のバランスに配慮した教員組織を編成している。教員組織の編成については、教員組織の編成方針および「教員人事に関する申し合わせ」(資料：6-1)の手続きに則り実施している。

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

大学および大学院設置基準はもとより、学部・研究科の教育課程に必要とされる専任教員数を充足するとともに、教員1人あたりの学生数や女性教員比率、および教員の年齢構成を考慮して教員組織を整備している。しかしながら、2017年度哲学科のS/T比については、50.1名と大きく超過している。(資料：2-35 表1、表2、表5)。

また毎年度当初に、理事会、役員会・学長室会議および学部長会議における関係手続において、設置基準を踏まえた専門分野ごとの教員数を確認するとともに、各学部に対しそ

れに適した人事計画の作成・提出を求めている。教育上の主要科目における専任教員の適切な配置に関して、教育上主要と認められる授業科目は原則として専任教員が担当するよう配慮している。例えば、教育上主要と認められる授業科目は、原則として専任教員が担当する等、各学部で適切に配置している。

研究科の教員は「立正大学大学院学則」により原則として学部教員の中から配置している(資料：1-3 第31条)。授業科目と担当教員の適合性は、任用時に教授会および研究科委員会で審議している。教員の任用の決定に際しては、全学協議会、理事会で承認し、大学院担当教員の資格審査の結果は研究科長会議で確認し、大学院運営委員会で承認している。専任教員の授業担当負担については、「学校法人立正大学学園就業規則 第一編 第1章 第12条(2)」に従い、1週4科目を基本とし、研究時間の確保を行っている(資料：6-2 第一編 第1章 第12条(2)、2-35 立正表3)。

なお、学長、副学長、学長補佐、学部長、研究科長、研究所長、センター長といった教員役職者等については、役員会において責任担当授業数を別に定め負担の軽減を図っている(資料：6-3)。

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

「教員人事に関する申し合わせ」に則り、各学部・研究科の翌年度の人事計画は学長室で集約し、学長室会議を経て学部長会議で確認している(資料：6-1)。教員募集は各学部が行っており、原則として大学公式ホームページや JREC-IN 等による公募制を採っている。

採用・昇格については「立正大学教員任用基準規程」(資料：6-4)および各学部・研究科の資格審査に関する規約類に、教育・研究業績や学会・社会における活動等を評価する基準および審査について定め、適切な教員人事を行っている。また、特任教員については「立正大学特任教員規程」に基準を定めている(資料：6-5)。また、名誉教授については「立正大学名誉教授規程」に基準を定めている(資料：6-6 第3条)。さらに本年度から立正大学の名声を高める特に顕著な研究教育等の功績があった者について、その特別な榮譽を称えることを目的として「特別榮譽教授」の称号を制定した(資料：6-7)。

なお、任用については「立正大学教員任用基準規程」に則り、各学部が定める教員任用規程に記された手続きに従い適切に実施している。その上で教授会、全学協議会、理事会の審議を経て決定している(資料：6-4)。

ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動は、学長を委員長、FD担当副学長を副委員長とする立正大学FD委員会および立正大学大学院FD委員会を組織して全学で実施している(資料：6-8、6-9)。年度当初に年間テーマを設定して、これに沿った講演を開催して活動を推進している。2017(平成29)年度は「学士課程教育の質保証へ向けて一初年次教育・導入教育から学士課程教育への展開」をテーマとして実施した。FD研修は初任者研修、継続勤務者研修に対応し、その研修成果を全学の教員に活動報告を行って還元している

(資料：6-10)。また全学的に個別授業科目を対象とした「授業改善アンケート」を実施して、高い評価を得た専任教員、非常勤講師を「立正大学ベスト・クラス賞」として期ごとに1名ずつ表彰しており、授業実践の内容を講演報告している(資料：6-11)。これらのFD活動の成果は「立正大学FDニューズレター」を発行して全学の教員に周知活動をおこなっている。

学部独自の取組みとして、例えば仏教学部は第2期にピアレビュー(教員相互の授業参観)を実施し、教育技能の向上を図っている(資料：6-12)。

また年度内の個別教員の教育活動、研究活動、社会的活動については各学部、研究科でとりまとめ、学内および学外に公表している。

しかしながら、立正大学は独自の建学の精神を反映した実践行動を果たしている教員を正しく評価するための教員評価を制度としては導入してはならず、その導入について検討しているのが現状である。

教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

全学の教員組織の適切性に関しては、年度当初に定期検証事項チェックリストにもとづき学長室会議、学部長会議、研究科長会議で検討し、立正大学の建学の精神を反映した教育目標を達成するために開設された科目を担当するに相応しい必要な教員配置について検証している。8学部7研究科の専門的教育教育推進のための教員を欠けることなく確保するための検討とともに、全学的見地に基づく教養的科目担当者および免許・資格科目担当教員の確保についても検証している。

2.長所・特色

本学では専任教員の授業担当負担を軽減すべく配慮し、適切な責任担当授業数を設定して研究時間の確保を行っている(資料6-2 第一編 第1章 第12条(2)、2-35 立正表3)。さらに、学長、副学長、学長補佐、学部長、研究科長、研究所長、センター長といった教員役職者等については、役員会において責任担当授業数を別に定め負担の軽減を図っている(資料：6-3)。

3.問題点

全学の教員組織は、設置基準を満たすとともに、全学の教養的科目担当教員、免許・資格教員を配置している。しかしながら、一部の学部を除き、各学部ともに女性教員の比率は低い現状にある(資料：2-35 表1)。また大学院は学部に関連して設置されており、独自の人事採用枠を有してはいない。このため大学院の担当者を学部枠として採用するため、十分な業績を有する教員を雇用することにより、比較的高齢な教員の比率が高くなっているため、新たな採用時に、年齢構成を意識して採用していく。また、2017年度哲学科のS/T

比については、50.1名と大きく超過している。そのため、今後、教員の配置等を行っていく。

さらに、立正大学は独自の建学の精神を反映した実践行動を果たしている教員を正しく評価するための教員評価を考えていきたい。

4.全体のまとめ

大学の教育目標を実現するために必要な教員を雇用して、社会に有用な人材の育成を実践しているが、組織としての教員研修、FD活動は適切に行われている。このため教員の大学設立の根拠である建学の精神の理解が十分ではなく、全学的な共通教育の推進に対して今後検討が必要である。教員の雇用形態、就業規則などを見直すことにより、正しい立正人の育成が課題と認識される。いくつかの課題はあるものの、概ね充足している。

※根拠資料

- 6-1 教員人事に関する申し合わせ
- 6-2 学校法人立正大学学園就業規則
- 6-3 教員役職等ノルマコマ数(平成29年度以降)
- 6-4 立正大学教員任用基準規程
- 6-5 立正大学特任教員規程
- 6-6 立正大学名誉教授規程
- 6-7 立正大学特別栄誉教授規程
- 6-8 立正大学FD委員会規程
- 6-9 立正大学大学院FD委員会規程
- 6-10 平成29年度 全学FD研修報告
- 6-11 平成29年度 第1回FDフォーラム開催通知
- 6-12 平成28年度 仏教学部教員FD報告書総覧
- 6-13 (既出:1-3) 立正大学大学院学則
- 6-14 (既出:2-35) 2017(平成29)年度 立正大学 大学基礎データ



第 7 章 学生支援

第7章 学生支援

1.現状説明

学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針(「学生支援に関する方針」)を明示しているか。

「学生支援に関する方針」は基礎要件確認シート表19のとおり定め、公表している(資料:1-5 表19)。同方針では、障害のある学生や経済的に困窮している学生等、多様な学生が入学している実態を踏まえ、これに応じた種々の学生支援制度の構築を目指している。

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

退学者については、退学願の書式に「理由」欄を設けて原因の把握に努めている。退学願いの提出に際しては、事務室や教員による面談を行う学部もあるものの、学部ごとに対応が異なっている。なお、理由の統計結果については教務委員会で分析を行っている。退学者数については、学部、学科、学年別に人数および退学率についての状況把握を行っている。2016(平成28)年度の退学率は、2.3%であり、過去3年間の数値の中では改善が見られた(資料:2-35 表6)。休学者・留年者については、教務委員会において学部学科別に人数の確認を行っている(資料:7-1)。また成績不振学生への対応として、各学部学科において、単位修得状況、成績状況、出欠状況などの観点から、成績不振の基準を策定し、該当学生への指導方法についても、各学部で履修指導、個別面談などの対応を適切に行っている。

学生の能力に合わせた補習・補充教育は、全学部において入学前教育として推薦およびA0等の入学試験制度で合格した入学予定者を対象に実施している。例えば、経済学部では推薦およびA0等のみならず、一般入学試験制度で合格した入学予定者にまで対象を拡充して補習・補充教育を実施している。また、高等学校までの学習履歴のギャップを埋める補充教育を行っている学部もある。

正課外教育については、一部学部がその教育特性に応じて、課外講座などを開設している。全学では、キャリアサポートセンター主催の多様な資格取得講座がある(資料:4-3)。

留学生に対する修学支援としては、国際交流センターが私費外国人留学生授業料減免制度を設けている(資料:7-2)。

障害のある学生に対する修学支援については、障害学生支援室が、障害学生に対する日常のサポートに加え、授業担当者に対する合理的配慮の要請や、入学希望者の相談・対応、および学内教職員に対する各種啓蒙活動を行っている。2017(平成29)年度は障害学生支援に関するFD研修会を開催し、両キャンパス合わせて教職員23人が参加した(資料:7-3)。また、学生に対しては仏教学部、心理学部の初年次教育科目においては、障害学生支援室と連携した障害への理解とその支援のあり方を考える授業を実施した。さらに聴覚障

害支援講座を各キャンパスで開催し、聴覚障害支援者の養成にも取り組んでいる。2016（平成28）年度における障害学生支援室来室学生の障害種別利用者数は、品川キャンパスでは62人であり、特に精神障害（19人）と発達障害（21人）が多く、他の障害と重複するケースも合わせると、来室者全体の約8割が精神障害や発達障害を抱えていた。一方、熊谷キャンパスでは16人であり、精神障害が3人、発達障害は3人であった。視覚障害や聴覚・言語障害に関しては、入学予定者や入学希望者からの相談が寄せられるケースも見られた（資料：7-4）。

学内の奨学金等の経済的支援については、立正大学奨学金、立正大学学業継続支援奨学金、立正大学大学院進学奨学金、立正大学校友会奨学金を設け、関連規約類に基づき、適切に選考を行い、採用者を決定している（資料：7-5、7-6、7-7、7-8、7-9）。また、日本学生支援機構等学外の奨学金についても、各々の公募基準に適合する候補者を推薦している。また例えば、法学部、法学研究科においては各々と連携した「士業学修奨励特別補助制度」による、法学部生・法学研究科大学院生への学修上の補助制度（資料：7-10）と「資格取得奨励制度」も運用している（資料：7-11）。

さらに、全学でオフィスアワーを設け、学生支援の一環として各種相談に対しての個別対応を行っている。なお、2017（平成29）年度は、大学院の奨学金制度の全面的な見直しを行い、経済困窮者支援のための奨学金制度、各研究科の特性に応じた奨学金制度を創設した（資料：2-20）。

なお、学生に対する修学支援に加え、「保護者懇談会」を今年度は全国15か所で行い、学生の保護者と本学教職員との個別面談や、卒業生等による講演を行い、学生の修学状況の報告と保護者からの相談に加え、本学の現況や卒業生の現況等についても保護者に伝えることで、学生の修学と生活のサポートを行っている（資料：7-12、7-13）。

生活支援については、学生生活課が中心となり学生の心身の健康サポートを行っている（資料：7-14 pp. 23-26, 35-36）。具体的には、毎年4月に健康診断を実施しており、2017（平成29）年度は90.6%（男88.7%、女93.5%）の学生が受診した（資料：7-15）。また、品川・熊谷両キャンパスに、学生相談・学生カウンセリングルームを開設し（資料：7-16）、心理カウンセラー（非常勤）9人を配置し、品川キャンパスでは週6日・熊谷キャンパスでは週5日開室している。学生自らの意思による受診が多いが、学生生活課・保健室やキャリアサポートセンター・障害学生支援室等各部署および教員からの紹介による受診もあり、保健室では精神科医による相談も行っている。この相談件数は、年々増加しており、2014年度は両キャンパス合計で延べ2,263件であったのに対し、2016年度は同3,114件と3年間で1.38倍となっている（資料：2-35 立正表17）。深刻なケースについては、医療機関への紹介を行っている。さらに、2013（平成25）年7月より、「在学生のほっとライン モラリす健康・メンタルヘルス相談24」として24時間の電話による健康相談およびメンタルヘルスのカウンセリングサービスを委託している（資料：7-17）。なお、学生健康保険互助会による医療費の給付なども行っている（資料：7-18）。

このほかに、立正大学学園危機管理規程に基づき、災害等はじめとする危機的状況に対応する組織を設け、危機管理規程、危機管理マニュアルを策定している（資料：7-19、7-20）。

これに則り地震災害を想定した、学生および教職員による防災訓練も実施している(資料：7-21)。

さらに、ハラスメント防止のため、「立正大学学園キャンパス・ハラスメント防止等に関する規程」(資料：7-22)を定め、キャンパス・ハラスメント防止・対策委員会を設置している。人事担当常任理事を委員長とした同委員会において、防止に関する啓発、研修や申し立てに関する事項、救済措置を行っており、2017年度は、社会におけるダイバーシティの実現が推進されていく中、大学においても基本的な事項の理解を深めることを目的として、事務職員を対象としたLGBT研修を実施した。また、平成29年1月1日に改正施行された育児・介護休業法において、妊娠・出産・育児・介護に係るハラスメント防止が義務化されたことにより、管理職としての必要な知識・対応等を考える研修を、教員管理職・事務局管理職を対象として、教職員合同で実施した(資料：7-23、7-24、7-25)。また、キャンパス・ハラスメント防止ガイドラインを大学公式ホームページ(資料：7-26)に掲載し、学内外に向け公表・周知をしている。学生・教職員にはパンフレット(資料：7-27、7-28)を作成し、入学時・入職時に配布をしている。ガイドラインにある教員相談員名は毎年4月に学内掲示で周知をしている。なお、相談員には「相談員研修」を実施し、いつでも相談を受け入れられる体制を整えている。

これらのサポート体制については、入学直後の「新入生学生生活・履修登録ガイダンス」において、一般的な生活相談、メンタルヘルス、ハラスメント等、各種学生相談窓口の案内とともに説明している。またその他マルチ商法や危険薬物等、学生生活におけるリスク等について注意を喚起している(資料：7-29)。また、法学部では、在学生ガイダンスにおいて、マルチ商法や薬物等につき注意喚起を行っている。

本学では、キャリアサポートセンターを置き、進路指導、資格取得指導、キャリア形成等の本学学生の教育支援に関する基本政策を立案し、これらを効率的に遂行するとともに本学の学生ならびに卒業生の職業紹介事業を行っている(資料：7-30)。キャリアサポートセンターでは、学生が卒業後の職業生活にスムーズに移行し活躍できるようにキャリア形成支援プログラムと就職支援プログラムを実施している(資料：3-16)。

キャリア形成支援プログラムは職業観・勤労観および職業に関する知識や技能の習得を目的とし、正課科目として「キャリア開発基礎講座」、「インターンシップ」、「スキル開発」の3科目を開講している。なお、「キャリア開発基礎講座」は仏教学部、文学部、経済学部、社会福祉学部、地球環境科学部、心理学部が卒業単位として認定している。また、「インターンシップ」は仏教学部、法学部、地球環境科学部が卒業単位として認定している(資料：4-3)。

就職支援プログラムは週2回、全学の必修科目と重ならない時間帯に「キャリアアワー」を設定し、業界研究・自己分析・応募書類対策等に関するガイダンスやセミナーを継続的に実施している。また、2017(平成29)年度からは資格対策講座数の増加と対象資格の多様化を図り、資格取得支援体制の強化を行った(資料：4-3)。これらのキャリア形成・就職支援策については、学部とキャリアサポートセンターとが連携しながら効果的に行うため、キャリアサポート運営委員会を開催している(資料：3-16)。2016(平成28)年度は7回開催した(資料：7-31)。2017年度に授業科目としてのインターンシップに参加した学生数は、

293人であった(資料:4-3)。しかし、インターンシップには募集定員があるため、これに漏れた学生向けの「先輩取材プロジェクト」を通し、社会との繋がりを持たせることによる職業観の醸成を図っている(資料:7-32、7-33)。なお、学部単位でも「学修の基礎Ⅰ」などで学部特性に応じたキャリア教育も行っている。

学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援については、課外活動支援のための助成金制度(一般助成、特別助成)、課外活動顧問・副顧問に対する指導費支給制度、校友会課外活動奨励支援制度、「モラリスト×エキスパート」を体現した学生・卒業生・団体を表彰するモラリす賞授賞制度、課外活動顕彰制度等を設けている(資料:7-34、7-35)。

その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施については、学長へのメッセージが入れられるポストを学内に設置し学生・教職員を問わず意見を収集する仕組みを設けている。収集した意見は、秘匿事項を含むものを除き、各部署にて対応する仕組みを構築している。

学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか

方針および修学・生活・進路支援にかかる学生支援の適切性については、「定期検証事項チェックリスト」や「自己点検結果リスト(タスクリスト)」などを用い、各学部・研究科や主管組織等、その責任主体において定期的に検証している(資料:2-13)。その結果、大学院奨学生委員会での検証を経て、経済困窮者に対する支援制度として「立正大学大学院経済支援奨学金」を設けた。また、心理学部においてはアセスメント・テストの結果等を勘案し、特別入試合格者に対する入学前英語教育の導入を決定した。全学共通の体系化されたキャリア形成支援科目として2016(平成28)年度に見直しを行った「キャリア開発基礎講座」については、2017(平成29)年度は2年次対象科目を開設し、当初策定したステップを着実に実行している。

これらの学生支援の適切性については、自己点検・評価委員会、点検・評価報告書の作成過程における全般的な検証以外に、全学・学部・研究科とも既存の手続の中で個々に検証している。

2.長所・特色

大学院生を対象とした奨学生制度について、既存の学業継続支援奨学金による突発的な経済的困難に対する支援策に加え、新たに立正大学大学院経済支援奨学金を設け、恒久的な経済困難を理由に進学を断念せざるを得なかった意欲ある学生に対する支援が可能となった。こうした取組みは、大学院進学を考えている層にアピールできる制度として期待される。

3. 問題点

カウンセリングルームに寄せられる相談件数は近年増加傾向にあり、2016（平成28）年度には両キャンパス合計で延べ3,000件を超えた。1開室日あたりの相談件数は平均で7件を超え、心理カウンセラー1人あたりの年間対応件数は346件と、人的負担や施設運用の面を含めた対応について検討の余地がある。

また、学部生を中心とした進路支援を展開する中で、留学生、大学院生、障害学生に対する独自の支援策の必要性を認識している。一部、外国人留学生を対象とした就職ガイダンスを実施しているものの、学生の多様化へ配慮した対応を検討する。

4. 全体のまとめ

修学・生活・進路支援については、「学生支援に関する方針」に基づき行っている。

修学支援については、補習・補充教育や奨学金制度等による経済的支援のほか、「保護者懇談会」なども行い様々な面からのサポートを行っている。また、「障害のある学生受入れの方針」に基づき、障害学生支援室は修学支援全般を行い、障害のある学生が在籍している各学部においては、ノートテイクなどを実施するなど、各種支援を適切に行っている。

生活支援としては、健康診断のほか、品川・熊谷両キャンパスに学生相談・学生カウンセリングルームを開設し、心身の健康サポートを行うなどしている。

進路支援に関しては、学生が卒業後の職業生活にスムーズに移行できるようにキャリア形成支援プログラムおよび就職支援プログラムを実施しているほか、学部単位でも「学修の基礎Ⅰ」などでキャリア教育を行っている。

新たに設けた「立正大学大学院経済支援奨学金」は、大学院進学を考えている層にアピールできる制度として、また学修に専念する時間の確保や、社会人や留学生に向けた学修機会の提供に資するものとして構築した。

以上より、概ね適切に行っていると判断をしている。

※根拠資料

- 7-1 所属別休学者数（平成28年度・平成29年度）
- 7-2 立正大学私費外国人留学生授業料減免規程
- 7-3 障害学生支援に関するFD研修会開催案内
- 7-4 立正大学障害学生支援室年報第1号
- 7-5 立正大学奨学生規程
- 7-6 立正大学学業継続支援奨学生規程
- 7-7 立正大学大学院進学奨学金要領
- 7-8 立正大学校友会奨学生要領
- 7-9 立正大学学園事務局職務分掌細則
- 7-10 士業学修奨励特別補助制度
- 7-11 資格取得奨励制度
- 7-12 平成29年度橘会保護者懇談会開催計画（案）

- 7-13 橘会保護者懇談会（福岡会場）
- 7-14 学生生活ハンドブック 2017
- 7-15 定期健康診断受講者数
- 7-16 立正大学学生カウンセリングルーム要領
- 7-17 モラリす健康・メンタルヘルス相談 24
- 7-18 学生健康保険のしおり
- 7-19 立正大学学園危機管理規程
- 7-20 危機管理マニュアル
- 7-21 全学防災訓練協力依頼
- 7-22 立正大学学園キャンパス・ハラスメント防止等に関する規程
- 7-23 研修案内文_LGBT研修（管理職）
- 7-24 研修案内文_LGBT研修（一般職）
- 7-25 〔管理職対象〕研修案内文_平成 29 年度妊娠・介護・育児等に関するハラスメント研修
- 7-26 キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン
- 7-27 キャンパス・ハラスメント相談ガイド
- 7-28 キャンパス・ハラスメント防止ガイド
- 7-29 平成 29 年度 新入生学生生活・履修登録ガイダンス
- 7-30 平成 29 年度 キャリアサポートセンター事業計画書
- 7-31 平成 28 年度 キャリアサポートセンター事業報告書
- 7-32 平成 29 年度 インターンシップ実習報告書
- 7-33 先輩取材プロジェクト 2018
- 7-34 「モラリす」賞に関する申し合わせ
- 7-35 課外活動の顕彰に関する申し合わせ
- 7-36 （既出：1-5）基礎要件確認シート
- 7-37 （既出：2-13）平成 28 年度第 6 回自己点検・評価委員会／第 6 回大学院自己点検・評価委員会・第 3 回自己点検・評価小委員会／第 3 回大学院自己点検・評価小委員会議事録
- 7-38 （既出：2-20）平成 29 年度 1 月大学院研究科長会議議事録
- 7-39 （既出：2-35）2017（平成 29）年度 立正大学 大学基礎データ
- 7-40 （既出：3-16）立正大学キャリアサポートセンター規程
- 7-41 （既出：4-3）平成 29 年度 キャリア開発関連科目シラバス Let's TRY



第 8 章 教育研究等環境

第8章 教育研究等環境

1.現状説明

学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

2016（平成28）年に「教育研究等環境の整備に関する方針（詳細は基礎要件確認シート表20にて代える）」を策定するとともに、大学公式ホームページに掲載し、教職員や社会へ公表している（資料：8-1）。また同方針は、立正大学学園諸規程集・内規集および立正大学方針集にも掲載することで、専任教職員間で共有を図っている。

また、2015（平成27）年4月に、経営理念や事業計画と連動した施設整備の指針となる品川キャンパス・マスタープランを策定し、概要版を大学公式ホームページに公表した（資料：8-2）。これは、品川キャンパス整備の基本指針となるものであり、これを基に2016（平成28）年3月には『品川キャンパス・第一次施設整備基本計画』を策定した。これに続き2017（平成29）年には、熊谷キャンパス・マスタープランを策定し、品川キャンパスと同様、熊谷キャンパスにおいても効果的なキャンパス整備・活用のための方針を定めるとともに、熊谷キャンパス設立50周年記念式典における熊谷キャンパス宣言のなかで、学内外に対して公表を行った（資料：8-3）。

教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究に必要な施設及び設備を整備しているか。

○ 校地および校舎等の現状

基礎要件確認シート表21に示すように、立正大学では大学設置基準上必要な校地面積および校舎面積を有している（資料：1-5 表21）。

ただし品川キャンパスでは従来から、在籍学生数の多さによってキャンパス空間の増大・改善が課題となってきた。このため、近隣の土地取得に努めており、2011（平成23）年度から現在までの間に合計2,597.09㎡の土地を新たに取得し、継続的にキャンパスの整備に必要な基盤を整えている。特に2014（平成26）年度に取得した、山手通りに面した隣接地（991.73㎡）には、新校舎（11号館アネックス）の建築を予定しており、各種の教室やラーニング・コモンズだけでなく、社会貢献・研究活動等にも活用可能な様々な設備を新規に設置する予定である（資料：8-4）。

設備としては品川・熊谷両キャンパスとも基本的な教室・研究室、実験実習室、図書館など基本的な設備を設置し、品川キャンパスでは、大学院の入学・修了式、公開講座や、礼拝空間としても使用可能な石橋湛山記念講堂、熊谷キャンパスでは、自修室、PCルーム、トレーニングルーム、食堂などを備えた完全個室型の学生寮である、ユニデンス（754人収容）を設置し、快適な環境の中で学習活動が可能となるよう、キャンパスを整備している。

○ ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

本学では、「いつでも。どこでも。」をキーワードに、これまで学修環境整備を行ってきた。有線でのLAN通信は基本的な教室、研究室に概ね配備されており、不足部分についても継続的に整備を続けている。また、学生・教職員が自由に利用できる無線アクセスポイント(rispot)の整備も行っている(資料：8-5)。

rispotは、品川キャンパスにおいては、一部繋がりにくい場所があるものの、4号館を除く学生が集い学びあう場所、および2号館研究棟についてほぼ網羅しており、今後、7号館や12号館への設置を予定している。また、8つの教室においてrispotを設置しており、受講生全員がパソコンを利用する授業などが実施可能である(資料：4-21)。熊谷キャンパスについては、2016(平成28)年度迄にアカデミックキューブの共用エリア、ラーニング・コモンズ、教室内への無線LANアクセスポイントを設置している。その他、食堂や図書館、3号館3階、4階、教員研究室、実験室エリアを対象にアクセスポイントを廊下に4個設置し、全体的にrispotが利用可能な状態にしている。2018(平成30)年度以降は、3号館1階、2階 端末室、実験教室エリアへの設置や、ラーニングコモンズエリア(RiLLFore)内のアクセスポイントの増設も予定している。

教室におけるその他のICT環境としては、品川キャンパスでは、9つの授業用端末室に計476台のPCとAV機器を常設し、他63の教室とゼミ室に教員用PC、およびAV機器を設置している。このうち、8教室では、無線LANが使用できる環境を構築している。さらに、遠隔教育システムを導入し、固定式1ヶ所、移動式14ヶ所での利用が可能である。熊谷キャンパスでは、4つの授業用端末室に計159台のPCとAV機器を常設し、他36教室には教員用PCとAV機器を設置している。さらに、遠隔教育システムについては、固定式2ヶ所、移動式2ヶ所での利用が可能となっている(資料：4-21)。

その他、2017(平成29)年11月より学内への安全なリモート接続を行うVPN(Virtual Private Network 仮想プライベートネットワーク)接続環境の構築を開始し、学外のパソコン、スマートフォン等と学内のネットワークの間に仮想的な専用トンネルを構築中である。これにより2018(平成30)年2月から、学外からでも学内と同様にオンラインの学術文献サービスを利用することが出来るようになった。

また学部独自の取り組みとして経営学部では、学生全員に、無線LANに対応したノートパソコンを配布している。そのPCを活用し、Word、Excel、PowerPointの技術向上を授業で行うとともに、MOS(マイクロソフトオフィススペシャリスト)資格取得を奨励している。

○ 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

品川キャンパスについては、『品川キャンパス・マスタープラン』および2017(平成29)年7月に策定した『品川キャンパス・第一次施設整備事業基本設計』にもとづき進めている(資料：8-6)。これは、施設担当常任理事、施設担当部署、施設整備アドバイザー(学外有識者)、設計プロポーザルで選定された設計者の協力のもと策定され、この基本設計をもとに、品川キャンパス・第一次施設整備事業の施工業者を指名型施工者選定プロポーザルによって選定し、順次整備を進めている途中である。

また、品川キャンパス内では最も古い建物の一つである4号館(1966(昭和41)年竣工・旧耐震)は、もともとは次期の解体及び建替えが予定されていたが、品川キャンパス・マ

スタープラン策定後は、ローリング計画の代替施設としても利用する方針等が定められ、耐震補強工事等の安全対策、AV設備の拡充等を行いながら、当面の間有効的に活用していくこととなった。

ただし、施設・設備の計画的な維持管理、開発等の体制自体は、現在も構築の途中である。品川キャンパスの場合、比較的新しい建物でも竣工後10年、その他ほとんどの建物が竣工後25年以上経過しており、建物の老朽化が目立つと同時に、建物より耐用年数の短い設備機器が一斉に更新時期を迎えている。しかしながら、これまで長きに亘り計画的な修繕や機器の更新が出来ていなかった。そのため、設備機器の修繕または更新計画を策定するとともに、施設の維持・管理については、単なる施設管理にとどまらないキャンパスファシリティマネジメントの導入を検討しており、現在段階的に導入準備を進めている。2017(平成29)年度は、建物と設備について全面的な調査を実施し、各建物のライフサイクルコストの算定と、今後10年間の修繕計画の策定を進めている(資料：8-7)。

また品川・熊谷両キャンパスに障害学生支援室、保健室、カウンセリングルームを設置し、学生生活の支援に対応している。教職員に対しては、キャンパスごとに衛生委員会(月1回開催)を置き、職場巡視を実施して教職員の健康衛生の保持に努めているほか、産業医との相談体制、労働安全衛生法改正に基づくストレスチェックシステムなどを整備している(資料：8-8)。加えて、毎年、学生・教職員を対象に品川・熊谷両キャンパスで、震度5以上を想定した地震への全学的な防災訓練を実施し、安全対策を行っている(資料：7-21)。

○ バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき、品川・熊谷両キャンパスにおいて車いす用エレベーターや多機能トイレの設置など、随時バリアフリー化を推進している(資料8-9、8-10)。今年度は、1・2号館の開き扉の自動ドア化をはじめ、障害学生支援室からの要望や在籍する障害学生の障害の程度に応じて、教室入口の段差解消や外部階段への手すりの追加設置などを進め、利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備を行った。

○ 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

学生が自主的な学習に取り組めるよう、ラーニング・コモンズやPC環境の整備を進めている。ラーニング・コモンズとしては、品川キャンパスの RiLLCom(資料：8-11)と RiLLPort(資料：8-12)、熊谷キャンパスの RiLLFore(資料：8-13)がある。

RiLLComは、6・8・11号館に、各館の特性(大学院生研究室、古書資料館、図書館)を活かした形で開室されている(7種類9室)。可動式の机やホワイトボード等を設置し、電子白板システム、プロジェクター、PC等の情報機器を提供している。人数や用途に合わせて部屋を選び、テーブル・椅子を自由に配置してそれぞれの必要性にあわせた学修空間を作り、学生はゼミ、プレゼンテーション練習等に、教員はアクティブ・ラーニング等に利用している。また、図書館主宰の利用案内やデータベース講習会、演習などの幅広い学修支援も、各室の特性に併せて場所を選び、実施している。

RiLLPortは、学修目的の RiLLComの機能を補完・拡充し、学生、教職員、学外の方も参加可能な活動の場として活用されている。6号館 RiLLPortは4つのポートに分かれ、それぞれ機能が異なっている。個人でもグループでも目的に合わせてポートを選び、可動式の什

器を自在に移動して空間を作り、設備をフルに使うことで映像や音楽での表現活動も可能である。「Working Port」は持込ノートパソコンで個人学修や、グループでモニターを用いた作業が可能なスペースである。「Library Port」、電源付きの大きな机を用いて、落ち着いた雰囲気の中で個人学修ができるとともに、教員や図書館員によるサポートデスクや図書館における学生協働アルバイトである「りぶたま」による利用サポートを受けることができる。

「Interactive Port」は壁面一杯のホワイトボードや大型プロジェクターを利用したイベントに用いることができる。ゼミナールやサークル、セミナーや音楽ライブ、成果発表やミーティングなど、多種多様に活用されている。他にも、終日飲食可能な「Cafe Port」が設置されており、学習活動の合間に休憩をとること可能となっており、効率的な学習活動をサポートする機能を担っている。

RiLLFore は、アカデミックキューブ内1階のオープン端末室を、図書館地下1階の視聴覚室をそれぞれ改装しラーニング・コモンズとして開室したものである。アカデミックキューブでは主に3つのエリアに分かれており、オープン PC エリアは従来通りオープン端末を利用でき、可動式什器によりグループワークしやすいグループラーニングエリアや、大型ホワイトボードを備えプレゼンテーションが可能なプレゼンテーションエリアは、学生グループや授業・ゼミで利用されている。また貸出し用のノートパソコンや短焦点プロジェクターによりアクティブ・ラーニングを支援するとともに、新たに設置した書架には新書、語学、ライティングなどの書籍を配架して学生が本を手にする機会を増やすなど、図書館と連携している。

こうしたラーニング・コモンズやオープン端末室等を含め、品川キャンパスでは、授業用以外にオープンスペースである11号館B1~3Fに常設PC152台と貸し出し用ノートPC36台を配備している。また、6号館B1に10台、6号館2FにPC41台や無線アクセスポイントを追加し、貸出用ノートPC42台とプロジェクターやホワイトボードを常設している(資料:8-14)。

熊谷キャンパスでは、アカデミックキューブに常設PC114台と貸し出し用ノートPC21台、図書館に常設PC48台と貸し出し用ノートPC10台を配備している。さらに食堂(ステラ)に2台、宿泊施設(ユニデンス)に10台の常設PCを配備している(資料:8-14)。その他にも、各研究科の大学院生に向けた大学院生室を整備するなどして学生の快適な自主学習を促進している。

その他、各学部・研究科においても学生の自主的な学習を促進するため、学部で扱う学問の特色に応じた様々な施設・設備が用意されている。例えば、文学部社会科学の「社会科学実習室」では、各種の映像アーカイブ・地域データベースシステムを学生が利用できるようになっており、グループ、個人問わず多くの学生に利用されている。

社会福祉学部では、学生が授業外時間にも自主的に練習できるピアノレッスン室のほか、教育福祉関連の3万点以上の専門図書を蔵した「社会福祉学部図書資料室」を設置している。「社会福祉学部図書資料室」には学習スペースやコピー機があるほか、図書館司書をもつ常駐スタッフがレファレンスを行っており、学生は図書資料(図書、学術雑誌等)の閲覧・貸出サービスを受けることができる。加えて社会福祉学科では、「社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験対策室」を設置し、自習およびグループ学習ができるようなスペースを用意している。同対策室には2名の専従スタッフを常駐させ、平日日中に学生が自由

に出入りして国家試験勉強に関する疑問・質問等をおこなうことができる体制を整え、加えて受験勉強に必要なテキスト類（約100冊）を用意して閲覧・貸出できるようにしている（資料：8-15）。

地球環境科学部では、「ICT教育研究Lab.」や「ICT教育研究実習室」を開設し、学生の自主学習に活用されている。また大学院性質では、PCやプリンターなどの基本設備に加え、ポスター等の印刷に使用するプロッターも設置している。

心理学部には、学部で独自に購入している心理学の専門的な学術雑誌、書籍や、アンケート調査票を作成するための印刷機やコレクターなどを配備した「心理学実験実習室」、SPSS等の統計解析ソフトがインストールされたPCを自由に使用することができる「社会心理調査実習室」等がある。

○ 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

情報倫理の在り方については、情報セキュリティ対策の一つとして位置づけ、規程に定めている（資料：8-16）。これに基づく学生への情報倫理教育として、WebClass「INFOSS情報倫理」を導入している。これは、「情報倫理」を学び、ネット世界の仕組みを知り、様々なルールがなぜ必要なのか、そのルールがどのようなモラルで支えられているのかを理解するためのe-ラーニング教材である。

新入生ガイダンスにて情報倫理について情報環境基盤センターより説明を行うとともに、授業支援ツール、授業支援ハンドブック、情報環境基盤センター発行『使おう！パソコンお役立ちガイド』、学生手帳、学生生活ハンドブック等各種媒体を通して学生へ紹介をしており、受講を勧めている。その結果、2016（平成28）年度の合計受講生者数は1,756名であった（資料：8-17）。経済学部や法学部など一部の学部では、ほとんどの1年生がINFOSS情報倫理を受講しており、特に経済学部では、受講生全てが修了テストまで完了している。その一方、受講数の少ない学部も存在し、学部・学科間でのばらつきが見られる。

なお2018（平成30）年度は、情報倫理の知識について自己評価ができるよう、アンケート形式のループリックを掲載する予定である。

図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

○ 図書館の概要

本学の図書館は、2016年（平成28年）4月に情報メディアセンター（現情報環境基盤センター）より独立し、学術情報の収集、蓄積、提供に、多様な媒体や形式で対応する機関である。品川・熊谷両キャンパスに設置され、品川・熊谷学術情報課の2課で組織されている。それぞれの図書館では、基本的な保存書庫に加え、品川キャンパスでは、2014（平成26）年度に古書資料館・古書資料庫（8号館）、ラーニング・コモンズ（6号館 RiLLCom）、2015（平成27）年度にラーニングコモンズ（6号館 RiLLPort）が、熊谷キャンパスでは2015年度にラーニングコモンズ（RiLLFore）が開設され、施設の拡充がなされた（資料：8-11、8-12、8-13）。

特に古書資料館は、本学の伝統に裏付けられた江戸期を中心とした古書資料45,000冊を開架利用中心で収蔵し、専門員を配置した利用サービスとして好評であり、2017（平成

29)年度の図書館総合展ポスターセッションでは、優秀賞を受賞し(資料:8-18)、フォーラム「貴重な資料を眠らせない! 図書館における保存と利用促進～和古書を開架へ/デジタルアーカイブで世界につなぐ～」での講師派遣依頼を受けるなど(資料:8-19)、学内外で注目を集めている。

○ 図書館が所蔵する学術情報資料

本学の蔵書は2017(平成29)年3月31日現在974,215冊(内開架図書189,643冊)、定期刊行物9,731種、視聴覚資料11,737点、電子ジャーナル8,445種となっており、図書館各館と学部資料室、研究室に収蔵されている。蔵書数は、例年約11,000冊前後の増加しており、2016(平成28)年度の新規受入冊数は、12,169冊である(資料:2-35表31)。学生一人当たりの蔵書数は92.45冊であり、本学の専門分野から見ておおむね適切な蔵書構成を維持している。これらの図書館蔵書については、毎年蔵書点検および除籍処理を実施し、蔵書管理を行っている(資料:8-20、8-21)。蔵書管理の結果はその都度所蔵データを修正することで、OPACデータに反映されている。

加えて、Web上のコンテンツ提供の充実も図っている(資料:8-22)。主なものとして、国立情報学研究所(NII)による「CiNii Articles」「KAKEN」、国立国会図書館が提供している「国立国会図書館デジタルコレクション」「国立国会図書館サーチ」等がある。また、図書館が独自に契約提供している主な学術コンテンツとして、雑誌記事・論文検索のための「東洋経済デジタルコンテンツライブラリー」「ScienceDirect」、新聞記事検索のための「聞蔵Ⅱ(朝日新聞)」日経テレコン21(日本経済新聞)、辞典・統計検索のための「都道府県統計書データベース」「JapanKnowledge Lib」等がある。また本学で生み出された学術成果を収集・蓄積・保存し、広く公開するため、2013(平成25)年10月に立正大学学術機関リポジトリを開設した。開設以降、各学部・研究所で発行する紀要等、目的に沿ったコンテンツの掲載が促進されている(資料:8-23)。

一方、図書館の使命でもある「次世代へ資料を引き継ぐための保存業務」として、30年来資料(貴重書・古書等)の修補を実施し、従来の古書資料のマイクロフィルム化は電子データ化へと移行させ継続している(資料:8-24、8-25)。

その他古書資料館では、貴重な資料を紹介する解題目録や図録のシリーズ、古書資料館の広報誌である古書資料館通信を継続発行し、大学・公共図書館および関連機関に寄贈している。2017(平成29)年3月には、2013(平成25)年に発行した『河口慧海請来資料解題目録』の続編として『立正大学図書館所蔵 河口慧海旧蔵資料解題目録』を発行の予定である。こうした取り組みの結果、現在も研究者などから古書資料館への寄贈依頼が続いている(資料:8-26)。

○ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

また、国立情報学研究所(NII)の共同目録作成事業参加館として、当初より目録所在情報サービス(NACSIS-CAT)による情報共有を進め、図書館間相互協力(NACSIS-ILL)等を通じて、国内外の機関と相互利用を行うなど、他図書館とのネットワークを整備している。2016(平成28)年度借受・複写取り寄せは計383件、貸出・複写提供は695件、レファレンスサービスは2,694件であった(資料:8-27、8-28)。

○ 学術情報へのアクセス

学術情報へのアクセスを支援するため、利用者に対して「蔵書検索(OPAC)」「Riscovey検索(学術情報総合検索)」と「データベース、電子ジャーナル検索」を提供している。また、品川・熊谷キャンパス間でも貸借、複写の相互協力を行っており、貸出延長・希望図書申込・相互協力申込等の手続きについては、学生・教職員対象に「マイライブラリー(Webサービス)」も提供している。

また、学修・研究支援サービスとして、授業の一環または個人参加の「図書館利用案内」「オープン端末・学内情報サービス利用案内」および、学生・教員対象の各種データベース検索講習会を開催するなど、多様な図書館サービスの有効利用ができるよう、取り組んでいる(資料:8-29 pp.23-25)。

○ 利用環境の整備

図書館の開館時間については、キャンパス毎に設置学部や立地が異なるため、それぞれ別に定めている。品川図書館では、月～金曜日 9:00～22:00、土曜日 9:00～21:30、日祭日休館、夏期冬期休暇中 10:00～18:30、春期休暇中 10:00～19:00 となっている。古書資料館、RiLLComについては、図書館より時間は短い、通年開館をしている。また、熊谷図書館では、月～金曜日 9:00～21:30、土曜日 9:00～18:00、日祭日休館、夏期冬期春期休暇中 10:00～18:00 となっている。なお、品川・熊谷図書館共に休暇期間中の、土・日・祭日は休館している(資料:2-35 表32)。

図書館の座席数については、総座席数は1,592席(品川キャンパス949席・熊谷キャンパス643席)であり、収容定員に対する割合は16%(品川キャンパス12.5%・熊谷キャンパス29.1%)である(資料:2-35 表33)。加えて古書資料館では、古書資料45,000冊を開架利用中心で配置しており、古書資料を直接手に取って閲覧しやすくなるよう、整備されている。

2014(平成26)年度の図書館システムリプレース・教育研究システムリプレースでは、マイライブラリーなどの導入やノートパソコンなどの設置台数の増加に伴い、図書館システムによる情報機器の簡便な貸出手続きを実施するなどのサービスの拡大を実現し、充実したサービス提供へと発展中である。

7種類9室のRiLLComについては、学生による主体的な学修を促進するスペースとして、利用者が自主的に学修方法に応じて部屋を選び、自発的に什器を移動して使いやすく再配置し、ICTを活用したグループ学修が増加するなど利用方法が変化しつつある(資料:8-30、8-31)。また、2015(平成27)年度に開設した「RiLLPort」は、学生教職員に限定しない広範な参加型の利用が可能であり、公開授業や多様なイベントも実施されている。部署による展示、学外共催のイベント、ゼミナールやオープンクラス、他大学の学生との発表・交流勉強会、学生団体・プロジェクトのミーティング、音楽ライブなどのこれまでにない幅広く活用されている。

また古書資料館では、ラーニング・コモンズとしての「RiLLComJ」を設置し、古書とICTを活用したグループでの学修を可能にしている。さらに、古書複写専用のカメラを設置し、スタッフによる即日対応の複写サービスを行うなどして、利用環境を整備している。

熊谷図書館においては、同じ目的を持つラーニング・コモンズとして、2015年(平成27年)7月より同図書館地下1階にグループ学習室を、2016年(平成28年)4月よりアカデミック

キューブ1階に「RiLLFore」を開設した。これによってグループでの利用が年間を通じて見られるようになり、プレゼンテーションエリアではアクティブ・ラーニング形式の授業も行われ、図書館主催の講習会も開催した(資料：8-32)。

○ 専門的な知識を有する者の配置

利用者の円滑な図書館利用や学術情報へのアクセスを支援するため、多くの専門的スタッフを配置している。2キャンパスを合わせ専任職員は14人、非常勤嘱託職員は2人であり、専任職員の内10名が司書資格を有している(資料：2-35 表34)。他にも、各フロアのカウンターに配置された司書資格を有した専門の委託スタッフ等が様々な相談に対応している。

また、資料の保全が特に重要となる古書資料館においては、IPM(文化財防害虫菌管理)有資格職員を配置し、書庫環境をチェックすることで古書資料館および資料の保存環境の整備に努めている。

○ 図書館機能を活かした人材育成

図書館の機能を活かした特色ある学生協働の促進と、それに基づく人材育成を行っている。具体的には、これまで図書館業務補助を行ってきた学生アルバイトを、品川キャンパス学生アルバイトによる「りぶたま」として編制し、インターンシップ的な要素を含んだ内容に再編した(資料：8-33)。

「りぶたま」に所属する学生は、新入生ガイダンスでの説明や、RiLLPortでの企画展示など、利用者向けの活動を行うだけでなく、高校生へのインターンシップ対応等、他大学との交流、学外での活動など様々な実践活動を行っている。特に、学外での学生協働として、「第2回全国学生協働サミット」への参加や「学生協働ワークショップ in 東京 2017」への参加が挙げられる。これらのイベントでは、学生たちが職員と協働で、企画・発表を行い、本学図書館の活動を広くアピールした(資料：8-34)。

教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

○ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示

立正大学では、立正大学大学学則第1条において「深く専門の学芸を教授研究」することを、立正大学大学院学則第1条において「高度にして専門的な学術の理論および応用を教授・研究」することを、基本的な目標の一つとして掲げており(資料1-2 第1条、1-3 第1条)、教員に対しても「モラルと融合した感性豊かで高度な専門性と研究力」を求めている(資料：8-35)。また、こうした研究を具体的に推進するため、「教育研究等環境の整備に関する方針」の「2. 教員の教育・研究等環境」において、研究室、研究費、研究専念時間を始めとする研究支援・推進のための方針を明示している(資料：8-1)。

また法学部では、独自の取り組みとして「立正大学法学部における教員の研究活動等の質保証に関する申し合わせ」(資料：8-36)を制定し、全ての所属専任教員が本申し合わせの2条4項3号を満たせるようにすることを研究に対する基本方針として「法学部中短期目標」に明示している(資料：8-37)。

○ 研究費の適切な支給

各専任教員の研究費は、学部・研究科への配賦予算の中から、各学部・研究科ごとに支給している。各学部・研究科とも専任教員に対して一定規模の研究費が支給されており(資料:2-35 表20、21)、その多くが、競争的研究費ではない経常研究費となっている(資料:2-35 表8)。そのため、専任教員に対しては、安定的な研究費支給が行われている。

こうした研究費とは別に、学部間連携や地域連携による共同研究の促進や公的資金による研究活動の推進・奨励のため、研究推進・地域連携センター支援費の制度を策定し、競争的に研究費を支給している(資料:8-38、8-39)。2016(平成28)年度においては、第1種(学部連携)1件計80万円、第2種(地域連携)3件計240万円、第3種(科研費申請者による予備的研究)9件計180万円、第4種(研究助成金による研究)0件(申請なし)、第5種(学生を活用した教育研究)7件計500万円を助成した(資料:8-29 p.34)。その他、学園ブランディング戦略プロジェクトの一環として『鎌倉プロジェクト』と『ネパール研究プロジェクト』における研究支援費助成や、石橋基金出版助成、文学部で実施している文学叢書の出版助成などの研究助成が実施されており、2016(平成28)年度には合計で約1,521万円が支給された(資料:2-35 表22)。

○ 外部資金獲得のための支援

研究推進・地域連携課では科学研究費助成事業(科研費)をはじめとする競争的資金等の申請支援を行っており、毎年度、申請予定の教員に対して説明会を行う他、申請書作成支援のための相談会など、採択に向けた取り組みを実施している(資料:8-40)。こうした取り組みの結果、本学における科研費の取扱件数は上昇傾向にある。具体的には5年前の2012(平成24)年度の応募件数/採択件数が7/35件であったのに対し、2016(平成28)年度においては、18/57件となっている(資料:8-29 p.33)。件数の絶対数自体は十分高いとは言えないものの、採択率は毎年30%前後となっており(資料:2-35 表24)、全国平均(資料:8-41)を超えている。

また同課では、全学的な教育研究の外部資金獲得に関するサポートも随時実施している。こうした取り組みの結果、2014(平成26)年度の「大学教育再生加速プログラム(AP)」のテーマ、アクティブ・ラーニング事業や、2017(平成29)年度の「私立大学研究ブランディング事業」の採択につながった。「大学教育再生加速プログラム(AP)」では、双方向授業を実現するための機器・ソフトウェアの設計・開発などに関する教育・研究を推進し、「私立大学研究ブランディング事業」では、従来から実施しているウズベキスタンでの学術調査を大学のブランディングに結びつける取り組みを行う。

○ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

研究室の整備については、専任教員は、個室率は93.5%であるが、共同研究室を含め全員に割り当てられている(資料:2-35 表26)。

研究専念時間確保のため、責任授業時間数を8授業時間(1授業時間45分)と低く設定している。また大学役職者に対しては、責任授業時間数をさらに少なくすることで、学務による負担の補てんに努めている。ただし、実際の授業時間数には個人差も見られる(資料:2-35 表12)。また、一定期間のまとまった研究専念時間が得られるよう、国内・在外研修(1

年間)と特別研究員(1年間)の制度を設け(資料:8-42、8-43)、各学部においてこれに基づく細則・申し合わせ等を策定し、運用を行っている。科研費採択者に対しては、研究推進・地域連携課では科研費経費管理システムを導入し、逐次経費の一元管理を行っているほか、物品の事務発注・納品検収・伝票起票・調書作成補助等の科研費関連事務を行い、研究時間確保につなげている。

また、地球環境科学部や心理学部においては研究活動を効果的に進めるための各種設備が備えられている(資料:2-35 表29)。地球環境科学部にかかわる具体的設備としては、遺伝子配列解析装置(ジェネティックアナライザ)、リアルタイムPCR、サーマルサイクラー、核酸電気泳動装置等を設置した「DNA(遺伝子)解析室」、ICP-MS(誘導結合プラズマ質量分析計)、酸素水素安定同位体測定装置、炭素窒素安定同位体比測定装置等を設置した「クリーンルーム」、X線分析装置付き電子顕微鏡、蛍光X線分析装置等を設置した「電子顕微鏡室」、多容量土壌pF測定器、遠心分離器、不飽和透水性測定器、飽和透水性測定器、土壌三相計、実容積測定器、ダルシー則実験装置等を設置した「水理実験室」、総合気象観測装置、放射収支観測装置等を設置した「気象観測露場」等がある。

心理学部にかかわる具体的設備としては、心理学実験を行うための、「心理学実験室A・B」や「対人心理実験室A・B」、観察法による研究だけでなく、心理的問題を抱える子どもへの心理療法や研究に用いる「心理学部プレイルームA・B」と「心理学行動観察室・心理学部プレイルーム観察室」、比較的大人数を対象とした実験で用いるための「心理学集団実験室」、個別面接室5部屋、集団面接室1部屋、プレイルーム2部屋を有し、相談活動やそれに関する研究を行うための「心理臨床センター」等が設置されており、学問分野の特性に応じた多彩な研究が可能になるよう、環境を整備している。

その他、各学部・研究科において毎年度紀要を発行し、研究成果発表の機会を設けるとともに、学部によってはその中で各教員の年間の研究業績を記載することで、成果の確認につなげている。

○ ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究活動を支援する体制

大学院において、立正大学大学院に在学する学生をティーチング・アシスタント(TA)として採用し、教育活動に関する補助業務を行っている(資料:8-44)。さらに、社会福祉学部および地球環境科学部ではスチューデント・アシスタント(SA)の制度を導入し、教育補助業務を行っている(資料:8-45、8-46)。その他、環境システム学専攻の博士後期課程大学院生に対しては、「実験実習指導員補助員制度(資料:8-47)」を導入している。

こうした制度を活用し、授業の質の向上と教員の授業支援を図っている。

研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

○ 研究倫理に関する規程の整備

本学では、2012(平成24)年度に「立正大学学園倫理憲章」を策定し、教育研究機関の教職員としての社会的・公共的使命の達成を目指すことを宣言している(資料:8-48)。この倫理憲章および文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラ

イン(実施基準)」に基づき、「立正大学研究倫理ガイドライン」(資料 8-49)、「立正大学研究倫理委員会要領」(資料：8-50)、「立正大学における公的研究費等の使用に関する行動規範」(資料：8-51)など、各種の規程類を整備している。

また特に、人を対象とする研究を中心的に行う社会福祉学研究科および心理学研究科においては、研究倫理遵守のための規程を独自の整備している。社会福祉学研究科では、「立正大学社会福祉学部・立正大学大学院社会福祉学研究科研究倫理指針(資料：8-52)」および「立正大学社会福祉学部・立正大学大学院社会福祉学研究科合同研究倫理委員会申し合わせ」(資料：8-53)を、心理学研究科では「立正大学大学院心理学研究科・研究倫理委員会申し合わせ(資料：8-54)」をそれぞれ策定し、研究倫理遵守の体制を整備している。

○ コンプライアンス・研究倫理教育の実施

コンプライアンスおよび研究倫理を促進するための具体的な取り組みとしては、立正大学研究倫理委員会を定期的を開催するとともに、公的研究費取扱要領(資料：8-55)の全教員への配布や、在学生への研究倫理に関するリーフレット(資料：8-56)配付など、継続的な啓蒙に努めている。

さらに2015(平成27)年度より、全学の研究倫理のレベルを向上させるため、教職員および大学院生に対してCITI-JAPANの受講を案内している。国際標準となる研究者の行動規範についてe-learningシステムを通して学習することができるプログラムであり、特に科学研究費申請予定者に対しては受講を義務付けている。

○ 学内審査機関の整備

研究倫理に関する学内審査機関としては、「立正大学研究倫理委員会要領」(資料：8-50)に基づいて立正大学研究倫理委員会を設置し、全学の研究倫理審査を受け付けている。また社会福祉研究科および心理学研究科においても、それぞれ研究倫理委員会を設置し、学部研究科における倫理審査を行っている。またこれらの各種委員会は、倫理審査結果についての異議申し立て手続きについても定めており、倫理的妥当性の確保に努めている。

教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

○ 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

施設設備や図書館の状況については、大学基礎データ等を用いて、現状の整理・確認を行っている。また、研究の状況については、教員情報システムや各学部・研究科における紀要等で毎年の研究業績を公表し、それぞれ点検・評価を行っている。

学長室が主体となり、各種方針に基づく内部質保証のための点検・評価を行っている。具体的には、各種方針の内、関連部局・組織もともに検討すべきと思われる部分については、事前に意見提出を求め、提出された意見をもとに学長室において点検・評価を行っている(資料：8-57)。それ以外の全学的視点が必要な部分については、学長室のみで点検・評価を行っている。

特に、研究成果についてはこれまで統一的な指標・集計の視点が存在しなかったことから、研究推進・地域連携センターへ研究成果集計のための諮問を行い、今後の成果指標開発に取り組んでいる(資料：8-58)。

○ 点検・評価結果に基づく改善・向上

上記のような点検・評価活動に基づき、今後の課題や発展方策を検討し、改善・向上に結び付けている。

2.長所・特色

キャンパス全体の整備計画については、品川キャンパス・マスタープラン、熊谷キャンパス・マスタープランを策定し、計画的な整備を行っており、特に学習環境としては、ラーニング・コモンズや古書資料館の整備が特色として挙げられる。各種のラーニング・コモンズは学生による利用率が高く、一方の古書資料館は貴重な資料に直接触れることのできる設備として、社会的にも評価を得ている(資料：8-18)。研究支援については、研究推進・地域連携課による科研費申請支援により、申請件数・採択件数ともに上昇傾向にある(資料：8-29 p.33)。

また、社会福祉学科が設置した社会福祉士国家試験対策室やピアノレッスン室などの整備によって、2016(平成 28)年度の社会福祉士国家試験合格率(学校別・新卒者)は 52.5%(全国平均 25.8%)、精神保健福祉士国家試験合格率(学校別・新卒者)は 80.0%(全国平均 62.0%)といずれも全国平均を上回り(資料：8-59)、「リトミック指導資格」については合格率 100%、合格者数は全国 1 位となっている(資料：8-60)。

3.問題点

「立正大学情報セキュリティ対策に関する規程」(資料：8-16)に基づき、学生への情報倫理教育を実施しているが、教職員への体系的な情報倫理教育が実施されていない。この点については、今後情報セキュリティ委員会が中心となって情報倫理教育を推進していく。

また、研究成果やそれにつながる諸条件を検討する上では、まず指標となる研究成果の測度が必要であるが、現在検討中ではあるものの確定するには至っていない。今後、研究成果の状況を量的に比較可能な環境を整備し、それを指標とした上で教育研究環境・支援の現状把握と改善点の検討ができるよう体制の整備を行う。

4.全体のまとめ

立正大学では、「教育研究等環境の整備に関する方針」を定め、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備するとともに、適切な管理運営管理に努めている。これまで記載した通り、校地校舎を始めとする様々な施設設備や図書館、ICTや各種学術情報の利用環境は一通り整備されていると言える。特に施設設備については、品川キャンパス・マスタープランおよび熊谷キャンパス・マスタープランを策定し、一貫した方針のもと、施設整備

の取り組みに着手している。これらの取り組みの結果、ラーニング・コモンズや古書資料館など、特徴的な学習環境が整備され、教育研究の活性化につながっていると考えられる。

また、研究費やTA、研修制度、科研費申請支援や科研費関連業務の補助など、研究活動活性化のための取り組みも行われている。さらに、研究倫理や情報倫理を徹底するための基本的な取り組みも実施されている。こうした各種支援の結果、科研費の取扱件数が経年的に上昇するなど、一定の成果が見られた。

さらにこうした取り組みは学長室が主体となって定期的に評価・検証を行うことで、内部質保証に努めている。

一方、本領域における課題としては、教職員に対する情報倫理教育の不足や、研究成果を評価する仕組みが確立されていないことなどが挙げられる。こうした課題を含め、今後継続的な評価・検証およびそれに基づく改善を実施していくことで、教育研究環境等の更なる向上を図る必要がある。

※根拠資料

- 8-1 (Web) 教育研究等環境の整備に関する方針
- 8-2 立正大学品川キャンパス・マスタープラン 概要版
- 8-3 立正大学熊谷キャンパス・マスタープラン 概要版
- 8-4 立正大学品川キャンパス 立正ルネサンス計画
- 8-5 (Web) Wi-Fi サービスエリア (RISPOT)
- 8-6 立正大学品川キャンパス 第一次施設整備 基本計画
- 8-7 立正大学 品川キャンパス 建物簡易診断報告書
- 8-8 ストレスチェックの実施について
- 8-9 品川キャンパス バリアフリーマップ
- 8-10 バリアフリー設備のご案内 熊谷キャンパス
- 8-11 (Web) RiLLCom
- 8-12 (Web) RiLLPort, RiLLPort mini
- 8-13 (Web) RiLLFore (アカデミックキューブ 1F)
- 8-14 (Web) ハードウェア・ソフトウェア
- 8-15 (Web) 国家試験対策室の取り組み
- 8-16 立正大学情報セキュリティ対策に関する規程
- 8-17 平成 28 年度 INFOSS 情報倫理受講者数
- 8-18 (Web) 【発表】ポスターセッション 2017 授賞
- 8-19 (Web) 貴重な資料を眠らせない！図書館における保存と利用促進
- 8-20 立正大学図書館資料除籍規程
- 8-21 立正大学図書館資料除籍手続細則
- 8-22 (Web) データベース
- 8-23 (Web) 立正大学学術機関リポジトリ
- 8-24 (Web) 田中啓爾文庫 貴重資料画像一覧
- 8-25 (Web) 日蓮聖人 貴重資料画像一覧

- 8-26 (Web) 改題目録
- 8-27 大学・短期大学・高専図書館調査票_品川 2017
- 8-28 大学・短期大学・高専図書館調査票_熊谷 2017
- 8-29 平成 28 年度 事業報告書
- 8-30 図書館利用統計_品川
- 8-31 図書館利用統計_熊谷
- 8-32 (Web) 論文レポート超初級書き方講座
- 8-33 (Web) 学生協働 (りぶたま)
- 8-34 学生協働について
- 8-35 (Web) 求める教員像および教員組織の編成方針
- 8-36 立正大学法学部における教員の研究活動等の質保証に関する申し合わせ
- 8-37 法学部中短期目標
- 8-38 立正大学研究推進・地域連携センター支援費に関する要領
- 8-39 立正大学研究推進・地域連携センター支援費第 5 種に関する申し合わせ
- 8-40 平成 30 年度公募 科研費申請事前相談会
- 8-41 (Web) 「科学研究費」の応募件数、採択件数、採択率の推移
- 8-42 立正大学研修員規程
- 8-43 立正大学特別研究員規程
- 8-44 立正大学大学院ティーチング・アシスタント規程
- 8-45 立正大学社会福祉学部スチューデント・アシスタントに関する申し合わせ
- 8-46 立正大学地球環境科学部スチューデント・アシスタントに関する内規
- 8-47 環境システム学専攻実験実習指導補助員の募集
- 8-48 立正大学学園倫理憲章
- 8-49 立正大学研究倫理ガイドライン
- 8-50 立正大学研究倫理委員会要領
- 8-51 立正大学における公的研究費等の使用に関する行動規範
- 8-52 立正大学社会福祉学部・立正大学大学院社会福祉学研究科研究倫理指針
- 8-53 立正大学社会福祉学部・立正大学大学院社会福祉学研究科合同研究倫理委員会申し合わせ
- 8-54 立正大学大学院心理学研究科・研究倫理委員会申し合わせ
- 8-55 公的研究費取扱要領 (科研費編) ー平成 29 年度版ー
- 8-56 不正行為禁止リーフレット
- 8-57 各種方針に対する検証のお願い (諮問)
- 8-58 研究活動の指標化について (依頼)
- 8-59 (Web) 社会福祉学科 NEWS
- 8-60 (Web) 子ども教育福祉学科 NEWS
- 8-61 (既出: 1-2) 立正大学学則
- 8-62 (既出: 1-3) 立正大学大学院学則
- 8-63 (既出: 1-5) 基礎要件確認シート
- 8-64 (既出: 2-35) 2017 (平成 29) 年度 立正大学 大学基礎データ

- 8-65 (既出：4-21) 2017年度版 授業支援ハンドブック
- 8-66 (既出：7-21) 全学防災訓練協力依頼

第 9 章 社会連携・社会貢献

第9章 社会連携・社会貢献

1.現状説明

大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針(「社会との連携・協力に関する方針」)を明示しているか。

2016(平成28)年に「社会との連携・協力に関する方針(詳細は基礎要件確認シート表22にて代える)」および「グローバル化推進方針(詳細は基礎要件確認シート表23にて代える)」を策定するとともに、大学公式ホームページに掲載し、教職員や社会へ公表している(資料:9-1、9-2)。また同方針は、立正大学学園諸規程集・内規集にも掲載することで、専任教職員間で共有を図っている。

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

○ 学外組織との適切な連携体制

研究推進・地域連携センターおよび研究推進・地域連携課が、学外組織との連携体制構築の窓口として機能しており、企業、自治体、他の教育機関等様々な組織との連携を随時進めている(資料:3-17)。

これまで、品川区、熊谷市、滑川町等と連携協定を結んでおり、2017(平成29)年度は新たに、埼玉県、東松山市、秩父市、秩父鉄道、清泉女子大学との連携協定を締結した。また現在、星薬科大学とも連携協定の準備を進めており、品川区に所在する大学での連携ネットワークを整備中である。また、こうした大学間連携の在り方については、「大学間連携検討WG」(資料:9-3)を組織し、連携内容の充実を図るべく体制整備を進めている。また特に国際交流事業については、国際交流センターを設置し、業務にあたっている(資料:3-13)。

他にも品川キャンパスでは、心の問題に関する地域の人々の相談の場として、臨床心理士資格をもつ教員と専門相談員がご相談にあたる心理臨床センターを開設している。熊谷キャンパスでは、社会福祉学部が中心となって、社会福祉学部ボランティア活動推進センターや子育て支援センター「ベアリス」を開設している。社会福祉学部ボランティア活動推進センターは社会福祉学部のほか、地球環境科学部など複数学部の学生スタッフが主体となって運営されており、「福祉を身近に感じられるまちづくりの推進」を理念として、学生のボランティア活動をサポートしている。子育て支援センター「ベアリス」は、地域の保護者を対象に、人的・物的に居心地の良い子育ての場を提供する子育て支援センターであり、多くの学生がボランティアとして参加している。こうした各組織を設置することで、学外組織と連携しながら社会連携・社会貢献を行っていくことのできる体制を整備している。

研究推進・地域連携センターでは、2016(平成28)より、こうした本学における地域貢献活動を一覧として掲載した「社活」を発行し(資料:9-4)、地域貢献活動状況を可視化するとともに、学内での共有を図り、社会連携・社会貢献活動の活性化につなげている。

○ 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

立正大学では2015(平成27)年度より日本とネパール両国の学術研究・教育の発展に寄与する「立正大学ネパール交流プロジェクト」(資料:9-5)や、立正大学ウズベキスタン学術調査隊の活動を中心とした「ウズベキスタン学術交流プロジェクト」(資料:9-6)などに基づいて教育・研究活動を実施することで、大学のブランディング事業にも位置づけている。

他にも、2014(平成26)年9月より、熊谷市内で唯一の日本酒製造企業である権田酒造株式会社と連携し、立正大学オリジナル日本酒の企画・制作・販売プロジェクトを実施している。これは、立正大学の学生が主体となり、地域企業や他学部学生と共に職業体験に取り組むことで、「卒業後に社会で求められる人間力」、「他者と一緒に目標を達成できる協働力」を身につけることを目標としている(資料:9-7)。また、今年度連携協定を締結した東松山市とは、「まちなかりノベーション」という課題で本学学生と他大学生、市職員と共にワーキンググループを作り、東松山市長へプレゼンテーションを行った。

また、多くの学部においても、社会連携・社会貢献を通じた教育活動を実施している。具体的には、経済学部における授業科目「経済フィールドワーク」を通じた社会連携・社会貢献を目的として教育活動(資料:9-8 pp.154-164)、経営学部における、東京中小企業家同友会と連携した、経営総合特論の授業を開講などがある(資料:9-9、9-10、9-11)、法学部における、東京都行政書士会との協定に基づく「実務演習」への非常勤講師派遣などが挙げられる(資料:9-12)。さらに地球環境科学部では、2016(平成28)年に「深海の宝箱ー宝石サンゴ展」を開催し、調査結果の報告と併せて、宝石サンゴの生態および利用の歴史などを紹介したほか、地球環境科学部の学生が中心となって小中学生向けのワークショップも企画し、宝石サンゴについての多角的な理解の促進を図った。(資料:9-13)。

また社会福祉学部や心理学部等、対人援助・支援を専門とする学部においては、各種社会連携・社会貢献の多くが教育活動に結びついている。例えば社会福祉学部では、「子育て支援センターベアリス」における地域の保護者支援に学生がボランティアとして参加するほか、社会福祉学部ボランティア活動推進センターを中心として、被災地支援ボランティアツアー(資料:9-14)、「立正たちばなホーム」での地域交流・地域貢献活動(資料:9-15)などを継続的に実施し、社会貢献を通じた学生の教育・成長支援に努めている。また「心理臨床センター」は、心理学部や心理学研究科の学生の学習・研修の場としても位置付けられている(資料:9-16)。

○ 地域交流、国際交流事業への参加

地域交流事業としては、先に挙げた様々な学外組織との連携に基づく活動の他にも様々な活動を実施している。例えば、地域の人々への研究成果の還元、生涯学習の機会提供を目的とした全国市区町村でのデリバリーカレッジを開催している。2017(平成29)年度春季は5市、秋季7市、計37回開催した(資料:9-17、9-18)。また、しながわ学(品川区)、直実

市民大学(熊谷市)、行田市民大学、桶川市平成市民大学、彩の国いきが大学など、近隣の公民館等で行う市民講座にもこれまで講師を派遣している(資料:9-19)。他にも熊谷市の「熊谷商工信用組合」の「くましん立正大学ジョイント・カルチャー教室」へ講師を派遣(資料:9-19)、熊谷市と滑川町の教育委員会と連携して行う「子ども大学くまがや・なめがわ(旧名:子ども大学くまがや)」(資料:9-19)が挙げられる。

また熊谷キャンパスでは、充実したスポーツ施設・設備やスタッフをいかした「ベアリス 30km in 熊谷・立正大」(主催:ベアリスマラソン大会実行委員会)(資料:9-20)や、「立正大学ラグビーフェスティバル」の開催など(資料:9-21)、スポーツを通じた地域交流事業を多く行っている。

また各学部においても、公開講座を始めとした様々な地域交流活動を実施している。例えば、仏教学部では東日本大震災の被災地における慰霊行脚(資料:9-22)、埼玉県熊谷市の「愛染堂・愛染明王像の保全と星宮地区の地域活性化」(資料:9-23)を行っている。文学部では、社会学科における品川区との「すまいるスクール」事業や、品川区商店街連合会(NPO)主催の「しながわ花海道」活動(資料:9-24、9-25)、哲学科における哲学カフェなどを実施している(資料:9-26、9-27)。他にも、経営学部における「ウーマンズ・ビジネス・グランプリ」への協賛、法学部における社会保険労務士会熊谷支部研修会への講師派遣、地球環境科学部における日光市栗山地区(旧栗山村)での『栗山の絶景とダムの旅〜6ダムを味わいつくすダムな2日間、栃木県日光市宿泊者限定モニターツアー』の開催(資料:9-28)などがある。

特に社会福祉学部では、熊谷市立吉岡中学校における「ふくしの授業」(資料:9-29)や熊谷市の「潜在保育士復職研修セミナー」への講師派遣、NPO法人ベアリスランニングクラブが主催する「障がい者スポーツ交流会」や埼玉県・埼玉県教育委員会による「みんな幸せ・共生社会 県民のつどい」へのボランティアスタッフ派遣など、社会福祉学部の特性をいかした幅広い地域交流事業を行っている。

次に国際交流事業について述べる。国際交流事業については、短期留学生の受入れに関する規約類「立正大学短期留学生受入れ規程」「立正大学短期留学生受入れに関する取扱い内規」「立正大学日本語プログラムに関する申し合わせ」(資料:9-30、9-31、9-32)に基づき、交換留学生の受入れ、日本語による日本語・日本事情・日本文化の授業を半年間から1年間履修する「日本語プログラム・セメスターコース」(資料:9-33、9-34)、および一部英語による日本語・日本事情・日本文化の授業を3週間受講する「日本語プログラム・ショートコース」(資料:9-35)を開講するなど、年間を通して定期的に国際交流事業を行っている。

「日本語プログラム・セメスターコース」については、開始当初からこれまで韓国の大学からの受入れを中心とした体制をとってきたが、2011(平成23)年の東日本大震災の影響等により、韓国からの留学生数が年々減少してきた。こうした状況から、国際交流センターでは、急激な経済成長を遂げている東南アジア諸国に目を向け、2014(平成26)年度以降、ベトナム・タイの大学を中心とする体制へと移行するため、大学間協定の締結とともに「日本語プログラム・セメスターコース」の広報に努めてきた。その結果、2016(平成28)年度および2017(平成29)年度のプログラムには、ベトナムのハノイ大学や FPT 大学、タイのサイアム大学など東南アジアの新規協定大学から多くの学生が参加しての開講となった

(資料：9-36、9-37)。また、2017(平成29)年度は、環太平洋圏を重点地域とする学長方針に則って、韓国と台湾の既存協定校へ働きかけ、韓国の慶熙大学校・東国大学校・翰林大学校、台湾の世新大学・法鼓文理学院から、セメスターコースへ4人、ショートコースへ7人の参加があり(資料：9-37)、既存協定校との交流が一層促進された。

協定については、2017(平成29)年度にアメリカのグアム大学、フィリピンのシリマン大学と新規に大学間協定を結び、現在の大学間協定校数は37大学(機関)となっている(資料：9-38)。大学間協定校との主な交流については、日本語プログラムに留学生を受入れるとともに、規約類(資料：9-39、9-40)に基づき、本学学生を交換留学や語学留学、語学研修のプログラムにより協定校へ派遣した(資料：9-41)。

また2017(平成29)年度は、本学のブランディング戦略事業のひとつである、ウズベキスタン学術交流プロジェクトの一環として、ウズベキスタンのタシケントで開催された「日本留学フェア2017 in Tashkent」に参加し、日本語プログラムへの参加を呼び掛けるとともに、ウズベキスタンの大学・高校を訪問・視察するなど、今後の交流の可能性を探った(資料：9-42、9-43)。また、立正大学ネパールプロジェクトの一環として、8月にネパールのカトマンズにある国際協力機構(JICA)ネパール事務所においてネパールの学校に送る世界地図を贈呈した(資料：9-13、9-44)。

その他、2013(平成25)年7月に埼玉県が国際交流政策の一つとして、その人材育成を目的に設立したグローバル人材育成センター埼玉(資料：9-45)に、2017(平成29)年度も継続して加入し学外組織との連携を図ってきた。会員大学となることにより、外国人留学生を対象とした埼玉県内企業のインターンシップ受入れ先の紹介や就職支援(個別相談・無料職業紹介等)、日本文化の理解と地域交流を目的とした短期ホームステイ先の紹介を受けられるなど、本学学生の利益と地域社会との連携を目的とした活動を行っている。また熊谷市国際交流協会に参加し、「外国人による日本語スピーチコンテスト」の審査員を例年務めるほか(資料：9-46)、熊谷市立大幡中学校の「総合的な学習の時間」への留学生講師派遣や(資料：9-47)、地球環境科学部地理学科・片柳ゼミ主催の外国人(留学生)を対象としたモニターツアー「SLで行く!秩父散策ツアー」に参加して秩父鉄道・秩父市のインバウンド対応に関する調査へ協力するなど(資料：9-48)、キャンパス周辺地域との連携・交流を行った。

社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

○ 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

学長室が主体となり、各種方針に基づく内部質保証のための点検・評価を行っている。具体的には、各種方針の内、関連部局・組織もともに検討すべきと思われる部分については、事前に意見提出を求め、提出された意見をもとに学長室において点検・評価を行っている(資料：8-57)。それ以外の全学的視点が必要な部分については、学長室のみで点検・評価を行っている。

中でも特に具体的な計画・評価が必要な事項については、研究推進・地域連携センターにおいて「地域連携の方針」(資料：9-49)を策定し、具体的な実施計画を設定するとともに

に、定期的の方針の実施状況を点検・評価を行っている(資料：9-50)。また、各部局や教員が行っている地域連携・社会貢献活動をまとめた冊子である「社活」を発行し、取り組みの状況を学内で共有することで、全学的な点検・評価の意識醸成に努めている。

○ 点検・評価結果に基づく改善・向上

上記のような点検・評価活動に基づき、今後の課題や発展方策を検討し、改善・向上に結び付けている。また研究推進・地域連携センターにおける「地域連携の方針」については、年数回の点検を行っており、迅速かつ柔軟な改善・向上に向けた取り組みが可能となっている。

2.長所・特色

全学的取り組みだけでなく、各学部においてその学問的特色をいかした社会連携・社会貢献活動を実施している。また、全学で実施する社会連携・社会貢献、地域交流、国際交流事業については、具体的な方針を策定の上、定期的に評価・検証を行いながら事業を進めている。特に、社会連携・社会貢献活動については、「社活」等の冊子媒体を発行することで、活動状況を全学で共有できるようになっている。

3.問題点

デリバリーカレッジ等一部の取り組みについては、継続的に実績が重ねられている。しかしながら、受講者の年齢層が高齢に偏りがちであるなど、必ずしも社会に幅広く教育研究の成果を還元できているとは言いきれない状況が続いている。本活動における「知的刺激と感動を得られる生涯学習」という本来の目的を踏まえ、より広い層へ教育研究の成果を還元し、社会貢献活動を行っていく必要がある。こうした課題を受け、2017(平成29)年度より、デリバリーカレッジを実施している一部の自治体と、実施の在り方について、自治体のニーズや問題意識を受け取りながら協議を進めている。今後、こうした協議結果を具体的に反映した形式での実施を行う予定である。

4.全体のまとめ

立正大学では、「社会との連携・協力に関する方針」および「グローバル化推進方針」を定め、その方針に沿って社会との連携に配慮し、様々な社会連携・社会貢献活動を通して教育研究成果を広く社会へ還元している。また、研究推進・地域連携センター、国際交流センターをはじめ、心理臨床センター、社会福祉学部ボランティア活動推進センター、子育て支援センター「ベアリス」など、複数の組織体を設置し、社会連携・社会貢献活動を効果的に実施するための体制を整備している。

各種の社会連携・社会貢献活動については、立正大学ネパール交流プロジェクト、ウズベキスタン学術交流プロジェクトやデリバリーカレッジといった、全学的方針に基づく取り組みだけでなく、各学部がその学問的特色をいかし、様々な取り組みを独自に行っており、様々な社会連携・社会貢献活動が展開されている。

グローバル化については、その時々国際情勢等に応じ柔軟な取り組みを行ってきた。グローバル化の推進は本学の重点施策にも指定されており、今後さらなる取り組みを進めていく。

※根拠資料

- 9-1 社会との連携・協力に関する方針
- 9-2 グローバル化推進方針
- 9-3 大学間連携内容を検討するWGの組織について
- 9-4 社活 平成28年度 地域連携・社会貢献活動 年次報告書
- 9-5 (Web)立正大学・ネパール交流プロジェクト
- 9-6 (Web)ウズベキスタン学術交流プロジェクト
- 9-7 (Web)「立正ブランドの日本酒を造ろう」プロジェクト
- 9-8 平成29年度 講義案内 経済学部
- 9-9 立正大学経営学部50周年記念公開講座
- 9-10 第6回 ウーマンズ・ビジネス・グランプリ 2017in品川
- 9-11 平成29年度 講義案内 経営学部
- 9-12 士業資格の可能性と求められる法学教育 立正大学法学部グリーンブックレットシリーズ⑬
- 9-13 立正大学地球環境科学部通信 第8号
- 9-14 東日本大震災 ボランティアツアーin福島
- 9-15 (Web)立正大学 社会福祉学部 ボランティア活動推進センター
- 9-16 (Web)心理臨床センター
- 9-17 H29春期デリバリーカレッジ実施予定表
- 9-18 H29秋期デリバリーカレッジ実施予定表
- 9-19 平成29年度 研究推進・地域連携課(熊谷)がかかわる市民大学講座等の実施予定
- 9-20 (Web)熊谷キャンパス開設50周年記念 第9回「ベアリス30km・チャレンジ5km in 熊谷・立正大」を共催
- 9-21 (Web)立正大学熊谷キャンパス50周年記念 第10回立正大学ラグビーフェスティバル開催のお知らせ
- 9-22 東日本大震災被災地研修・慰霊行脚実施要領
- 9-23 平成28年度仏教学部教員FD報告書総覧
- 9-24 立正大学社会科学部学生のすまいるスクールでの活動に関する協定書
- 9-25 立正大学社会科学部学生が履修する科目「コミュニティ・サービスラーニング」における品川区商店街連合会での活動に関する協定書
- 9-26 Ris 哲 鎌倉イベント企画報告書
- 9-27 Ris 哲 in JAPP
- 9-28 栃木県日光市宿泊者限定モニターツアー 栗山の絶景とダムの旅

- 9-29 平成 29 年度 吉中生による高齢者訪問・交流事業 ふくしの授業・ジュニア福祉活動員委嘱式
- 9-30 立正大学短期留学生受入れ規程
- 9-31 立正大学短期留学生受入れに関する取扱い内規
- 9-32 立正大学日本語プログラムに関する申し合わせ
- 9-33 JAPANESE LANGUAGE PROGRAM
- 9-34 募集要項立正大学日本語プログラム・セメスターコース[J]
- 9-35 募集要項立正大学日本語プログラム・ショートコース(夏期)
- 9-36 2016 年度日本語プログラム受講者数一覧
- 9-37 2017 年度日本語プログラム受講者数一覧
- 9-38 大学間並びに学部間協定校・協定内容一覧
- 9-39 立正大学学生海外短期留学規程
- 9-40 立正大学学生海外研修要領
- 9-41 2017 年度語学・個人研修生、交換・語学留学生一覧
- 9-42 Japan Education Fair 2017 in Tashkent
- 9-43 日本留学フェア 2017 in Tashkent
- 9-44 (Web)本学教員と学生がネパールプロジェクト地図贈呈式を行いました
- 9-45 グローバル人材育成センター埼玉(GGS)
- 9-46 第 25 回外国人による日本語スピーチコンテスト開催要領
- 9-47 「総合的な学習の時間」への講師派遣について(依頼)
- 9-48 フィールドワークⅡ 秩父 実施要領
- 9-49 地域連携の方針について(案)
- 9-50 地域連携の方針について(進捗状況)
- 9-51 (既出:3-13)立正大学国際交流センター規程
- 9-52 (既出:3-17)立正大学研究推進・地域連携センター規程
- 9-53 (既出:8-57)各種方針に対する検証のお願い(諮問)

第 10 章 大学運営・財務

1. 大学運営

第10章 大学運営・財務

(1)大学運営

1.現状説明

大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針(「管理運営に関する方針」)を明示しているか。

関係法令に基づき、「学校法人立正大学学園寄附行為」、「立正大学学則」、「立正大学大学院学則」、以下、学長候補者選考・学部長候補者選考・教員選考・教授会・入学者選抜・奨学金給付・組織・事務分掌・稟議・文書取扱・公印取扱・個人情報保護・情報公開・公益通報・就業規則・教職員任免・定年・役職者報酬・教職員給与・役職退職金支給・教職員退職金支給・旅費・経理・固定資産管理・物品管理・資産運用の規約類を整備し、適切に運用している(資料：1-1、1-2、1-3、10(1)-1)。学内の規約類は、「立正大学学園規約類の制定に関する規程」に則り、整備を行っている(資料：10(1)-2)。なお、「立正大学学園内部監査規程」に則り、監査室による内部監査を実施している(資料：2-8)。

学長の主導する教学ガバナンス体制、法人との連携、事務組織・職員、財務、理事会および評議員会、大学の学事について内容を定めた「管理運営に関する方針」を策定し、基礎要件確認シート表 24 のとおり公表している。学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知に関しては、「立正大学学園諸規程集・内規集」に収録するとともに、別途「立正大学方針集」を作成・配付している(資料：10(1)-1、1-6)。また、方針に基づく単年度事業計画書を作成し公開している。事業報告書については、大学公式ホームページを通し、広く社会に公表している(資料：10(1)-3)。

中期事業計画については、開校150周年となる2022年までの5カ年を事業期間とする立正大学学園第1次中期計画「Rissho Vision 150」を定めて公表した(資料：1-7)。その要点は次の3点である。社会的な要請に加え、現状の品川キャンパス6学部、熊谷キャンパス2学部という学部設置状況も勘案し、熊谷キャンパスの資源と周辺地域との密接な関係性を活かした新学部を設置することを決定した。

また立正大学の建学の精神を反映する「立正科目」を全学的に開設するために、さらには立正大学の教育ビジョンである『「モラリスト×エキスパート」を育む。』を実現するための外国語を含む教養的科目を組織的に運用するために全学教育推進センターを中心とする体制の構築を決定した。

全国有数の伝統を誇る立正大学ではあるが、従来の消極的な姿勢を反映してか大学としての知名度は低い現状にある。この点を克服するとともに、2017(平成29)年度熊谷キャンパス開設50周年を機に発表した「熊谷キャンパス宣言」にも掲げるスポーツ・キャンパス実現の一環として、「箱根駅伝」に参入することを決定した。

方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

学長の選出は「立正大学長候補者選出規則」に則り候補者を選考し、「立正大学長選挙管理委員会規則」に定めた方法により選出している(資料：10(1)-4、10(1)-5)。副学長は、「立正大学学則」第52条により、本大学職員中より副学長を置くことができることとし、全学協議会に諮問したうえ学長が任免している(資料：1-2 第52条)。また、学部長は、「立正大学学則」第68条により、当該学部の教授中より当該学部の教授会の推薦するものについて全学協議会に諮問したうえ学長が任命している(資料：1-2 第68条)。研究科長の選考方法については、「立正大学大学院学則」第34条により各研究科長は当該研究科委員会において互選し、学長がこれを任命するとしている(資料：1-3 第34条)。

学長、副学長、学部長、および研究科長の権限と責任は、「立正大学学則」に「学長は校務を統理し、教職員を統督すること」、「副学長は学長を補佐し、学長の命を受けて校務を統轄し、学長事故あるときはその職務を代理する」、「学部長は学長を補佐し、当該学部に関する事項を管理する」ことと定めている(資料：1-2 第53-55条)。研究科長は、「立正大学大学院学則」に「当該研究科委員会を招集し、議長となる」と定めており(資料：1-3 第34条)、適切に遂行している。

大学の学事に関する意思決定は、学部教授会の後、学部長会議で広く学部長の意見を聴取し、その後全学協議会で審議し学長が決定している。大学院については、研究科委員会の後、研究科長会議で各研究科長の意見を聴取し、大学院運営委員会で審議し学長が決定している。

「立正大学学則」に定める学部教授会の審議事項は、学生の入学・卒業、学位の授与としている。さらに、教育研究に関する重要な事項で学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項として、学部長の推薦に関する事項、名誉教授の推薦に関する事項、教授・准教授・講師・助教・助手の人事に関する事項、毎学年度開設科目・授業等に関する事項、学生の休学・退学・除籍および転学に関する事項、学生の賞罰に関する事項、学長の諮問事項、その他当該学部の教育研究に関する事項としている(資料：1-2 第94条)。

「立正大学大学院学則」に研究科委員会の審議事項として、学生の入学、課程の修了および学位の授与を定めている。さらに、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項として、授業科目担当教員に関する事項、研究科委員の選考に関する事項、学生の転学・休学・退学・除籍等に関する事項、試験に関する事項、学位論文の審査に関する事項、学生の指導および賞罰に関する事項、その他教育研究に関する必要な事項、学長の諮問事項を定めている(資料：1-3 第37条)。

全学協議会は、8学部に関する学事事項について審議する機関であり、「立正大学学則」に名誉学長および名誉教授推薦に関する事項、学部・学科その他重要機関の設置廃止に関する事項、教員人事に関する事項、学則および規程に関する事項、学生の教育に関する重要事項、教員の研究に関する重要事項、各学部その他の機関の連絡調整に関する事項、学長の諮問事項を審議するものとして定めている(資料：1-2 第88条)。

大学院運営委員会は、7研究科に関わる事項について審議する機関であり、「立正大学大学院学則」に、大学院基準の達成に関する事項、大学院研究科その課程および専攻部門の設置・改廃に関する事項、各研究科に共通する事項、研究科間の調整に関する事項、大学院の学則および諸規程の変更に関する事項、その他大学院の運営に関する重要事項を審議するものとして定めている（資料：1-3 第42条）。

なお、教学に関する重要事項については、さらに役員会および理事会で決定している（資料：10(1)-6 第3条第1項、10(1)-7 第2条）。各機関における議案整理等は、学長室会議および役員会にて行っている（資料：10(1)-8、10(1)-6）。

教学に関しては前記「立正大学学則」第53条のとおり学長が権限と責任を有し、経営に関しては「学校法人立正大学学園寄附行為」第7条に「理事長は、この寄附行為ならびに理事会および評議員会の決定に基づき、この法人の一切の業務を総理し、この法人を代表する」としており、副理事長でもある学長の経営上の責任は「学校法人立正大学学園寄附行為」第11条の2に大学に関する業務を分掌し、「当該業務に関して代表権を有する」と定めている。学園管理の最終的意思決定は、理事会が担っている（資料：1-1 第20条）。なお、「学校法人立正大学学園寄附行為」に、理事長を補佐する副理事長には学長が就任することを定め、法人と教学の連携を図っている（資料：1-1 第11条）。

学生、教職員からの意見への対応については、学長へのメッセージが入れられるポストを学内に設置し学生・教職員を問わず意見を収集する仕組みを設けている。また学内の教育研究環境等に対する意見は、学生に対する授業改善アンケートを通して収集している。収集した意見は、秘匿事項を含むものを除き、各部署にて対応する仕組みを構築している。また、各種施策等については、役職者が直接説明の機会を設けてその場で意見を募るなど、各種説明責任を果たすよう努めている。

適切な危機管理対策として、立正大学学園危機管理規程（資料：7-19）を整備し、有事の際には学長を長とする危機管理委員会を組織する体制を整えるとともに、火災・地震への対応については、個別に立正大学防火管理規程、立正大学地震対策措置規程を整備し、年1回全学的な防災訓練を実施している（資料：10(1)-9、10(1)-10）。また、学内における情報管理については、情報セキュリティ委員会を設置し、学内情報の持ち出し方法やリムーバブルメディアの使用方法を定め運用している（資料：10(1)-11、8-16）。

予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

本学の予算編成・執行は、以下の手順によって行われている。

1. 事業計画の重点事項を勘案した予算編成方針の作成
2. 予算編成方針の理事会決定
3. 事業計画における重点項目を考慮した予算概算要求書・各部署の事業計画の作成依頼
4. 提出された予算概算要求書の内容精査とヒアリング
5. 予算案作成
6. 理事会・評議員会における予算審議と承認
7. 各部署への予算額配賦
8. 各部署における予算執行

学校法人会計基準に基づき、予算執行の内容を形態分類し、適正な科目に結果を計上している。配賦予算内での執行であるか否かの統制を行い、正確性・透明性を図るために、一定額以上の支出に当たっては、発注・調達前に別途稟議決裁を得ることを義務付けている（資料：10(1)-12 第4条、6条）。各部署の責任において予算を執行し、経理部がその執行に伴う支払い処理および証憑管理を行うという検証体制をとっている。財務会計システムにより各部署へ逐次データを提供し、経理部と各部署が連携して適切な執行・予算管理が出来る体制を構築している。

決算監査の体制としては、「学校法人立正大学学園寄附行為」に定める監事監査と公認会計士による会計監査、「立正大学学園内部監査規程」に定める監査室による業務監査、会計監査を整備し、監事、公認会計士、監査室が連携して学校運営の透明性・信頼性を保っている（資料：1-1 第25条、2-8 第9条）。

予算執行に伴う効果の分析・検証については、次年度の予算編成時に各部署へのヒアリングを行い、前年度の費用対効果について確認している。

法人・大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

立正大学学園事務組織規程に基づき、諸業務が適正かつ効率的に遂行されることを目的に、大学の運営を支える事務組織を設置している（資料：2-7）。業務内容の多様化に対応できるように事務組織の一部見直しを行い、2014（平成26）年度の全体組織を視野に入れた再編成案（資料：10(1)-13）を基礎にしながら、現状に即した事務組織再編を進めている。この結果、2017（平成29）年度から新たな「総合経営企画課」を学長室内に設置した。当該部署については、学内における情報を横断的に収集・分析する機能を持たせている。しかしながら、当該業務を担当可能な人材に限られることや、専門的な職能開発プログラムが構築されていない現状を踏まえ、今後の高度化する大学運営を担う組織・人材の育成は課題となっている。

人員配置に関しては、品川・熊谷の2キャンパスにおける専任職員・常勤嘱託職員は、合わせて207人であり、おおむね適切に配置している（資料：2-35 表1、立正表34）。

職員の採用については、人事委員会が起案し、役員会で決定後、公募している。また、職員の昇格は立正大学学園職員資格の格付・昇格規程に則り行っている（資料：10(1)-14）。

2009（平成21）年度より総合的な人材育成を目的とした人事考課と、体系的な研修を行う制度の構築に取り組んでいる。事務職員の意欲・資質向上のための方策としては、目標管理制度を試行運用しているが現段階では処遇には反映していない。

教員と職員の連携関係（教職協働）については、自己点検・評価の一環として作成する本冊子『点検・評価報告書』を、立正大学自己点検・評価小委員会年次報告書部会を中心として編集しているが、当該部会を構成する教員から成る部会委員と事務職員から成る部会員の教職協働での作業体制を敷いている（資料：2-5、2-6）。この活動は日頃従事する業務に関わらず、全学的かつ多角的な視点での検証を必要とするため、SDとしての側面からも高い効果を上げている。しかしながら、こうした職域を越えた協働を実現するうえでの

規程類が未整備であるために、実現できていない取組みも存在していることから、今後更なる教職協働での大学運営を推し進めるうえで、乗り越えるべき課題として認識している。

大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

スタッフ・ディベロップメント(SD)については、「職員としての資質の向上及び事務の効率化を図るため、研修を行わせるとともに、職員各自がその知識と教養を高め、相互の融和と協力の実をあげるために研修する」と「立正大学学園事務職員研修細則」(資料:10(1)-15)に定めたとおり、担当部署において企画・実施をしている。

教員についての研修規程は未整備であるものの、本学ではSDの意義に即して、大学設置基準改正に伴う2017(平成29)年度からのSD義務化の以前から、事務職員のみならず教員も対象とした研修を実施している。

2017(平成29)年度は、新任教職員を対象に理事長、学長をはじめとする役員が講師を務める入職時研修を実施し、私学のアイデンティティである建学の精神について理解を深めるとともに、大学を取り巻く環境と本学の現状、そして今後の展望について、情報と意識の共有を図った(資料:10(1)-16)。さらに、学園役員・教員管理職を対象として、政策動向と経営的な観点からすすめる大学改革に関する研修を行い、学校法人経営に携わる意識の高揚を図った。

事務職員のみを対象とした研修としては、社会におけるダイバーシティの実現が推進されていく中、大学においても基本的な事項の理解を深めることを目的として、事務職員を対象としたLGBT研修を実施した。また、入職3年目までの新卒職員を対象としたタイムマネジメント研修を通じて時間生産性の向上を、入職10年が目安となる主事資格を有する中堅職員を対象とした主事対象研修を通じ、部署内のリーダー的存在としての組織貢献力育成を図った(資料:7-23、7-24、10(1)-17、10(1)-18)。

また、平成29年1月1日に改正施行された育児・介護休業法において、妊娠・出産・育児・介護に係るハラスメント防止が義務化されたことにより、管理職としての必要な知識・対応等を考える研修を、教員管理職・事務局管理職を対象として、教職員合同で実施した(資料:7-25)。

なお、全学の研究倫理のレベルを向上させるため、2015(平成27)年度より教職員および大学院生に対してCITI-JAPANの受講を案内している。国際標準となる研究者の行動規範についてe-learningシステムを通して学習することができるプログラムであり、特に科学研究費申請予定者に対しては受講を義務付けている。

こうした時流に応じた各種研修を企画・実施することで、大学を取り巻く環境に関する教職員の意識向上を図っているが、全学的なSD実施方針の策定、および方針に基づく計画の立案には至っておらず、組織的かつ体系的な研修制度とはなっていない。

大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

管理運営の適切性については、自己点検・評価委員会や外部評価委員会、年次の点検・評価報告書の作成過程における全般的な検証以外に、全学・学部・研究科とも既存の手続の中で個々に検証している。さらに個々の検証結果について学長を責任主体とし、学長室会議にて確認を行っている（資料：1-4）。

大学の監査については2名の監事を専任して事業内容を監査するほか、内部監査室も設けて業務、補助金などの監査を行って適切な運用を検証している。

本年度は、これまで学部毎に独立した事務組織であった学部事務室について、熊谷キャンパスにおける教務事務の効率化を図るため、社会福祉学部事務室および地球環境科学部事務室を学事部に統合した。また、事業の多様化・複雑化による副学長にかかる負担増が、大学運営の停滞を招いている現状に鑑み、スピード感を持って実務に当たるべく、2018（平成30）年度に向けて副学長の1名増員を決定した。

2.長所・特色

新任教職員を対象としたSD研修では、理事長、学長をはじめとして、各部門を担当する副学長、学長補佐、事務局長による課題別の講演を行っており、相応の成果を挙げている。

また、自己点検・評価の一環として作成している『点検・評価報告書』を、教職協働による立正大学自己点検・評価小委員会年次報告書部会を中心として編集しており、その体制に加え、全学的かつ多角的な視点での検証経験を通じて、SDとしての側面からも高い効果を上げている。

3.問題点

これまでも教職員を対象としたSD研修を実施してきたところではあるが、組織的かつ体系的なSDの実施方針・計画の策定には至っていない。中期計画に定める教職員の改革人材育成制度の開発と併せ、組織的な整備を進め確実に履行していく。

また事務組織においては、多様化する業務に対応し組織の細分化が進んだ弊害として、人的措置が困難な状況が発生し、結果として計画的な人事政策の鈍化を招いている。各部署の業務分析を行うとともに組織の効率化を図り、適正人員による事務組織改組を行う必要がある。

4.全体のまとめ

現状の組織を運営するうえでの各種規程等は整備されており、大学基準を概ね満たしている。しかしながら、近年新たに求められる職能を有する教職員の育成や、教職協働の仕組みの構築については更なる充実と実質化が課題である。それには高度化する大学運営に対応可能な人材育成方針を定め、SDの実施計画を策定し組織的に実行することが求められる。さらに、組織・個人単位での生産性を向上させるうえで、計画的な人事政策を適切に

実施可能な体制を構築する必要性にも迫られている。これら必要課題について、中期計画における「改革人材作り、人事制度改革」事業において対応していく。

※根拠資料

- 10(1)-1 立正大学学園諸規程集・内規集（平成29年度版）
- 10(1)-2 立正大学学園規約類の制定に関する規程
- 10(1)-3 (Web) 経営および財務に関する情報
- 10(1)-4 立正大学長候補者選出規則
- 10(1)-5 立正大学長選挙管理委員会規則
- 10(1)-6 学校法人立正大学学園役員会規程
- 10(1)-7 立正大学学園理事会上程議案に関する取扱規程
- 10(1)-8 立正大学学長室会議要領
- 10(1)-9 立正大学防火管理規程
- 10(1)-10 立正大学地震対策措置規程
- 10(1)-11 立正大学情報セキュリティ基本規程
- 10(1)-12 立正大学学園稟議取扱規程
- 10(1)-13 事務組織再編について（答申）
- 10(1)-14 立正大学学園職員資格の格付・昇格規程
- 10(1)-15 立正大学学園事務職員研修細則
- 10(1)-16 平成29年度新任教職員SD研修会プログラム
- 10(1)-17 研修案内文（タイムマネジメント研修）
- 10(1)-18 研修案内文（主事対象研修）
- 10(1)-19 (既出：1-1) 学校法人立正大学学園寄附行為
- 10(1)-20 (既出：1-2) 立正大学学則
- 10(1)-21 (既出：1-3) 立正大学大学院学則
- 10(1)-22 (既出：1-4) 定期検証事項チェックリスト
- 10(1)-23 (既出：1-6) 立正大学方針集
- 10(1)-24 (既出：1-7) 立正大学学園第1次中期計画
- 10(1)-25 (既出：2-5) 立正大学自己点検・評価小委員会年次報告書部会員に関する申し合わせ
- 10(1)-26 (既出：2-6) 立正大学大学院自己点検・評価小委員会年次報告書部会員に関する申し合わせ
- 10(1)-27 (既出：2-7) 立正大学学園事務組織規程
- 10(1)-28 (既出：2-8) 立正大学学園内部監査規程
- 10(1)-29 (既出：2-35) 2017（平成29）年度立正大学大学基礎データ
- 10(1)-30 (既出：7-19) 立正大学学園危機管理規程
- 10(1)-31 (既出：7-23) 研修案内文_LGBT研修（管理職）
- 10(1)-32 (既出：7-24) 研修案内文_LGBT研修（一般職）

- 10(1)-33 (既出：7-25)〔管理職対象〕研修案内文_平成29年度妊娠・介護・育児等に関するハラスメント研修
- 10(1)-34 (既出：8-16) 立正大学情報セキュリティ対策に関する規程



第 10 章 大学運営・財務

2. 財務

(2)財務

1.現状説明

教育研究を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

本学園の財政計画について、短期的には品川・熊谷・馬込にあるキャンパスの整備、老朽施設の更新・営繕に対応するため、更に、毎年度の学費改定の折や大きな投資案件の考察に、営繕、システムリプレースなどの諸条件を勘案した財務シミュレーションを実施し、適切な学園運営の基盤確保に努めてきた。一方、中・長期的には5年後、10年度の本学園のあるべき姿を想定した財務計画の立案に関して、実施出来ていない状況にある。また第2号基本金により計画的な積立てを実施し、適宜見直しを図りながら対応している。

しかしながら、本年度、5年後に訪れる立正大学学園150周年をにらんだ中期ビジョン「Rissho Vision 150 立正大学学園第1次中期計画」を取りまとめるに至ったので、そこに謳われたアクションプラン実現のための財務計画作成が急務となっている状況にある。

学園の財務計画策定に向けての一つの方策として、公認会計士による過去5年間の決算書に基づく学園の財務診断を本年度実施した。その結果、人件費率、人件費依存率、積立率、流動比率などに関しては、相対的に評価に値することを確認したが、大学の経常収支差額比率に関しては、2012（平成24）年度が11.2%、2013（平成25）年度7.8%、2014（平成26）年度5.9%、2015（平成27）年度8.4%であったが、2016（平成28）年度が0.4%であったことから、改善に努めるという課題を確認した。

教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

「立正安国」を建学の精神とする本学は、本学における教育研究によって社会に貢献し得る有為な人材を育成し輩出することを目標としている。この崇高な目標達成のため、将来にわたって本学が存続し続け、教育研究を推進し、その環境整備充実を図ることが必要であると認識し、そのためにも、強固な財務基盤を確保することが必須条件である。2017（平成29）年度までは、本学に求められている社会的な諸条件を踏まえた単年度ごとの事業計画を策定し、その事業計画に示された教育活動計画実現のため、部署毎の概算要求書を精査し、予算編成してきたが、2018（平成30）年度に向けては、本年度取りまとめた『Rissho Vision 150 立正大学学園第1次中期計画』で述べられた重点項目を考慮した事業計画書に基づく予算編成を実施していく。直近の2016（平成28）年度決算において学園全体では、総収入約141億に対し、人件費を50%程に留め、運用資産の積立率104%、流動比率約306%を確保し、本学の建学の精神に則った教育研究を支える基盤を確保している。教育研究活動と大学・学園の運営を両立させる仕組みとして、総予算枠の中の一定額を8学部における教育研究に用いる経費として予め確保し、人件費や管理経費等の運営経費からの独立性を担保し両立を図るシステムを本学では採用してきた。

科学研究費助成事業（科研費）、受託研究費等の外的資金の受け入れ状況については、獲得拡大を目的として、科研費申請に対する全学的説明会の実施、研究助成の情報発信・申請支援等の取り組みを実施している。過去5年の科研費の実績は、応募件数、採択件数、交付決定額とも増加傾向にある。また、受託研究費の受け入れ状況は年度により増減はあるものの、毎年実績をあげている。（資料：2-35 表8）

資産運用に関しては、リーマンショック時に巨額の含み損を被った経験から、毎年度当初役員会にて確認した信用リスク・市場リスク・流動リスク等に十二分に配慮した資産運用方針に則り、長期運用を回避した10～15年という運用期間による固定金利を基本とする円建外債の運用と、比較的安定した社債等の運用にて、毎年10億円程の収入を確保している。併せて、毎年、一定額の投資資金が回収できるような計画的運用によって、流動性を担保している。

2.長所・特色

年々獲得が困難となってきた補助金収入や寄付金収入を補完する第三の収入資源として、本学は比較的安定でありながら有効な形による資産運用によって実績をあげ、財務基盤確保の実をあげている。

3.問題点

本学は本年度、長年の懸案事項であり、以前の大学評価時に求められていた中長期計画に則った財務計画作成への第一歩である『Rissho Vision 150 立正大学学園第1次中期計画』を作成した。これを受けて中期の財務計画を早急に策定する必要がある。

4.全体のまとめ

立正大学は、これまで順調な発展を遂げてきた。この発展は、先人たちの努力によって積み上げられた資産に裏付けられた発展であった。しかし、今年度作成した、『Rissho Vision 150 立正大学学園第1次中期計画』に則った事業展開を考えるにあたり、改めて利用可能な資金の配分再考に迫られている。次年度の事業計画の作成は、第1次中期計画の重点項目を抽出し、その重点項目を中心に、各部署の事業計画を作成する形にしたが、現在進行中の品川キャンパス第1次施設整備計画事業もあり、5年を期間とする財務計画を早急に作る必要性がある。

更には、本学が抱える根本的問題として、ここ数年続いている教育活動収支における十数億円もの支出超過の構造を改めなければならないという課題がある。安定的な資産運用収入や資産売却益によって、今までは何とか基本金組入前当年度収支差額を収入超過にすることが出来たが、大学を飛躍させるための新たな諸事業への着手と、それに伴う投資資金の支出を可能にするためには、単なる冗費削減の努力だけでは追いつかない状況にある。齊藤学長の下、「変わる立正大学」をモットーとしているが、「変わる」ための教職員の意識改革、「変わる」ための苦しみを伴う組織改革が求められている。上記の通り、いくつかの課題は認識しているものの、財務状況は良好であり概ね基準を充足している。

※根拠資料

10 (2) -1 (既出：2-35) 2017 (平成 29) 年度 立正大学 大学基礎データ

終章

終章

本報告書は、学部・研究科をはじめとする第一次的な責任主体がその年間活動を通じて自ら行った点検・評価を取りまとめた原稿をベースとしたうえで、自己点検・評価小委員会(年次報告書部会)、職員プロジェクトチームおよび総合経営企画課が自己点検・評価委員会(本委員会)の監督下でその校正作業と当該第一次責任主体との意見交換を通じて全学的・組織的に第二次的な点検・評価を行い、その結果を取りまとめたものである。

以下で、その組織的な検証過程で発見された重要な事項を記す。

1. 本年度のグッドプラクティス(GP)

1-1. 建学の精神の全学的教育への貢献(第1章)

仏教学部では、日蓮聖人の三大誓願に基づく本学の建学の精神の全学的教育に寄与するため、全学FD研修会への積極的な参加と提言、全学部で開設している初年次教育科目「学修の基礎I」へ本学部教員の派遣を継続的に行っており、一定の役割を果たしている。また、公開講座・聖日法要記念講話・学部オリジナルホームページ・学部広報誌等により、「建学の精神」の意義・価値および本学部の理念・目的の学内外へ発信を図っている。今後も本学における当該学部の存在意義を十分に発揮するとともに、これらの諸方策の成果についての一層の検証が望まれる。

1-2. 第3期認証評価に向けた全学的対応(第2章)

2018年度(平成30)年度から開始される第3期認証評価の対応に準拠し、学部・研究科ごとの自己点検・評価の取り組みを前提としつつ、全学的教学マネジメントの状況により重きを置いた活動が行われた。とりわけ本学で実施された大学基準協会が主催する説明会の機会を生かし、学内教職員への周知を図った。今後新たに示される観点・指標に加え、本学に先行して認証評価を受審する他大学の評価結果を踏まえて理解を深め、点検・評価の質向上に資する検証方法の改善を図っていく。

1-3. 「立正大学石橋湛山研究センター」の開設(第3章)

大学の建学の精神を社会的に実践するため、ジャーナリスト、政治家として活躍し、第16代学長として立正大学の安定的発展の基礎を構築した石橋湛山の研究推進を目的とする「立正大学石橋湛山研究センター」を開設した。大学ブランディング政策として2015(平成27)年度より行ってきた「石橋湛山プロジェクト」における取り組みが結実したものであり、立正大学の社会的存在を明示するため石橋湛山に関する研究教育の拠点化を目指すうえで、今後はそれを実現するための方策の具体化と成果検証が望まれる。

1-4. 英語教育改革の推進と全て英語による授業の継続的な全学展開(第4章)

文学部では、グローバル時代に対応出来る英語力の獲得を卒業認定・学位授与の方針に掲げ、1年次必修科目である「基礎英語」の改革を2015(平成27)年度より進めてきた。本学部教員が作成した「基礎英語」のテキスト“Fundamental English Practice”(第3版、2017年3月刊)が刊行され、2017(平成29)年度の必修科目である「基礎英語」の共

通テキストとして利用されている。2017（平成29）年度も「基礎英語」を担当する教員が、クラスの枠を超えた受講生によるイベントとして「基礎英語 Basketball」を企画・実施（6月）し、30人の受講生の参加があった。また7月には「基礎英語」担当教員による課外自習クラス（「Extra English Class」）が開かれ、希望学生の予習・復習の質問に応じ、さらには英会話レッスンの指導をした。

また、2015（平成27）年度からすべて英語による授業が開設しており、2017（平成29）年度も引き続き14科目を開設した。これらは全学（品川キャンパス・熊谷キャンパス）に対して開放された科目であり、文学部生とともに他学部生に対する英語教育の充実・強化をも目指すものである。今後はこれらの諸方策の成果についての検証と併せ、全学へそのノウハウを還元し積極的なFD活動への展開が望まれる。

1-5. ポートフォリオの活用と効果的な資格試験対策(第4章)

社会福祉学科では学生ポートフォリオとして「自分づくり手帳」を導入して学修指導にあたりるとともに、「国家試験対策室」を設置し、個別指導を受けられるゼミ形式による学習の機会（「国試ゼミ」）を設けるとともに課外講座として開講してきた「国家試験対策講座」を2016（平成28）年度から正課の授業科目「社会福祉特別演習Ⅰ～Ⅲ」とするカリキュラム改正を実施した結果、社会福祉士国家試験（学校別・現役生）の合格率は全国平均を大幅に上回る52.5%になった。同様に立正大学の精神保健福祉士国家試験合格率（学校別・現役生）は、2015（平成27）年度に50.0%から2016（平成28）年度に80.0%へと向上した。今後はこれらの諸方策の成果についての検証し、継続的な支援策の展開と発展が望まれる。

1-6. 全学的なアクティブ・ラーニングの推進(第4章)

2014（平成26）年度に採択された大学教育再生加速プログラム（テーマⅠ アクティブ・ラーニング）によって全学的なアクティブ・ラーニングの推進に取り組んでいる。2017（平成29）年度は、全学的に各授業における教育手法の実態調査および授業担当教員に対する意識調査を実施し、その結果をもとに今後の具体的な普及施策の検討を行い、2018（平成30）年度からの実施に向けた体制を整えた。今後は授業に臨む教員、学生を対象とする現場レベルでの普及策と、カリキュラムにおける実質化策をそれぞれ展開し、場当たりのではない体系的・実質的なアクティブ・ラーニングの普及を目指す。

1-7. コース制の導入と障害学生受け入れ体制の充実(第5章)

社会福祉学科では、2017（平成29）年度入学試験より新たに2つのコース制を導入し、社会福祉士および精神保健福祉士の国家資格（受験資格）を取得し相談援助専門職を育成するソーシャルワークコースと福祉の学びを基盤とし、教育現場、地域社会、福祉住環境、国際社会で活躍できる人材の育成を図る教育福祉・社会デザインコースを設置した。これにより、2017（平成29）年度入学試験においては定員の1.11倍の新入生を迎え、定員を充足することができた。また障害のある入学者に対しては、障害学生支援室（旧学生サポートルーム）と連携し、合理的配慮への対応についての研修会や、聴覚障害への理解啓発のための研修会を実施するなど、社会福祉学部が持つ知見を活かした環境の整備に努力してきており、今後も引き続きこの姿勢を維持していく。今後はこれらの諸

方策の成果について検証するとともに、学部特性を活かした率先的な取り組みが望まれる。

1-8. 大学院生に対する経済支援奨学金制度の導入(第7章)

大学院生を対象とした奨学生制度について、既存の学業継続支援奨学金による突発的な経済的困難に対する支援策に加え、新たに立正大学大学院経済支援奨学金を設け、恒久的な経済困難を理由に進学を断念せざるを得なかった意欲ある学生に対する支援が可能となった。こうした取組みは、学内外の潜在的な志願者にアピールできる制度として更なる拡充を目指す。

2. 優先的に改善を図るべき課題

2-1. 「内部質保証に関する方針」の見直し(第2章)

内部質保証を一層重視する観点から、「内部質保証に関する方針」の見直しが必要である。内部質保証に対しより能動的に取り組み、適切な点検・評価による効果的な改善向上を図るため、大学の質保証に対する考え方をより明確に表すとともに、全学的体制の中で学部・研究科をはじめとする各機関の担う役割を明示した内容とするべく、2018(平成30)年度に改訂する。

2-2. 適切な根拠に基づく効果的な点検・評価(第2章)

適切な根拠に基づく効果的な点検・評価に資する資料として、各種学内データの利活用が求められる。大学基礎データについても、ルーチンとして作成するに留まらない利用可能な情報として、その有効活用が求められる。

2-3. 熊谷キャンパスの特性を活かした教育研究組織の再編成(第3章)

現在の8学部7研究科、9研究所の開設は、社会的動向を勘案すると、教育研究組織の再編成を検討する時期に至っている。さらには2017(平成29)年度に仏教学部、社会福祉学部を除く6学部において収容定員増を行い、1万人態勢を確定したところであるが、法学部の品川キャンパスへの移転が2017(平成29)年度をもって完了することを受け、広大な敷地と充実した設備を擁する熊谷キャンパスを活用した新たな取り組みが求められる。2017(平成29)年度に熊谷キャンパスは開設50周年を迎え、それに併せて発表した「熊谷キャンパス宣言」においては、新学部の設置や自然栽培研究センターの設置などキャンパス特性を活かした方向性と具体策を提示し、今後充実策を展開していく。

2-4. 教育目標実現に向けた全学教育改革推進組織の設置(第3・4章)

「モラリスト×エキスパート」な人材を養成するという教育目標を実現するための独自科目や、教養・語学教育を含めた全学共通教育の再整備は、10年来の課題となっている。そのため、総合大学としての強みを発揮しながら、全学的な教育改革推進を担う「全学教育推進センター」を2018(平成30)年度に開設する。まずは建学の精神を反映した「立正科目」や教育目標を実現するための外国語を含む教養的科目を含む全学共通教育について、2019(平成31)年度からの科目開設を目指し対応している。

2-5. アセスメント・ポリシーの策定(第4章)

2015（平成27）年度以来、継続課題として取り組んでいるが、並行して三つの方針の見直しや、科目ナンバリング、カリキュラムマップの整備を行っており、それらとの整合性を考慮する必要があるため、当初の目標よりも策定期間が遅れている。2018（平成30）年度も引き続き検討を進める。

2-6. 収容定員に対する在籍者数比率(第5章)

大学院の定員未充足問題については、一定の取り組みを行っているものの、具体的な結果には結びついていない。全研究科合同による入試説明会の実施や奨学金制度の見直しなど、すでに改善に向けた取り組みを行っている諸方策について検証を行うとともに、2017（平成29）年度に実施した外部評価委員会で取り扱った大学院生のキャリア支援の在り方等も視野に、今後は新たに発足する大学院改革プロジェクトチームにおいて改善方策・計画を検討する。

2-7. 入学定員に対する定員充足率(第5章)

経営学部では2017（平成29）年度の入学者は349人であり、入学定員の300人に対する定員充足率は1.16となった。これは、「平成28年度以降の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱いについて（通知）」の定める1.14を0.02（人数としては7人）超える結果となった。これに対応するため、2018（平成30）年度入学者選抜においては入学定員を増やした。

2-8. 教員の男女比率、年齢構成（第6章）

一部の学部を除き、各学部ともに女性教員の比率は低い現状にある。また大学院は学部に関連して設置されており、独自の人事採用枠を有してはいない。このため大学院の担当者を学部枠として採用するため、十分な業績を有する教員を雇用することにより、比較的高齢な教員の比率が高くなっているため、新たな採用時に、年齢構成を意識して採用していく。

2-9. 教員一人あたりの学生数（S/T比）（第6章）

文学部哲学科のS/T比については、50.1名と大きく超過している。そのため、今後は教員の適切な配置等を行っていく。

2-10. 教員評価制度(第6章)

立正大学独自の建学の精神を反映した実践行動を果たしている教員を正しく評価するための教員評価制度が整備されていない。立正大学学園第1次中期計画における人事制度改革の中で検討していく。

2-11. カウンセリングルームへの相談件数の増加(第7章)

カウンセリングルームに寄せられる相談件数は近年増加傾向にあり、2016（平成28）年度には両キャンパス合計で延べ3,000件を超えた。1開室日あたりの相談件数は平均で7件を超え、心理カウンセラー1人あたりの年間対応件数は346件と、人的負担や施設運用の面を含めた対応について検討の余地がある。

2-12. 留学生、大学院生、障害学生等に対する進路支援(第7章)

学部生を中心とした進路支援を展開する中で、留学生、大学院生、障害学生に対する独自の支援策の必要性を認識している。一部、外国人留学生を対象とした就職ガイダンスを実施しているものの、学生の多様化へ配慮した対応を検討する。

2-13. 教職員への体系的な情報倫理教育(第8章)

「立正大学情報セキュリティ対策に関する規程」に基づき、学生への情報倫理教育を実施しているが、教職員への体系的な情報倫理教育が実施されていない。この点については、今後情報セキュリティ委員会が中心となって情報倫理教育を推進していく。

2-14. 研究成果評価指標の開発(第8章)

研究成果やそれにつながる諸条件を検討する上では、まず指標となる研究成果の測度が必要であるが、現在検討中ではあるものの確定するには至っていない。今後、研究成果の状況を量的に比較可能な環境を整備し、それを指標とした上で教育研究環境・支援の現状把握と改善点の検討ができるよう体制の整備を行う。

2-15. 組織的・体系的 SD 実施方針・計画の策定(第10章 (1))

これまでも教職員を対象とした SD 研修を実施してきたところではあるが、組織的かつ体系的な SD の実施方針・計画の策定には至っていない。中期計画に定める教職員の改革人材育成制度の開発と併せ、組織的な整備を進め確実に履行していく。

2-16. 組織の効率化と適正人員による事務組織改組(第10章 (1))

事務組織において、多様化する業務に対応し組織の細分化が進んだ弊害として、人的措置が困難な状況が発生し、結果として計画的な人事政策の鈍化を招いている。各部署の業務分析を行うとともに組織の効率化を図り、適正人員による事務組織改組を行う必要がある。

*
* *

以上が、2017(平成29)年度の自己点検・評価の結果としてのグッドプラクティス(GP)および優先課題のリストである。2017(平成29)年度より第3期大学評価基準による点検・評価に移行したこともあり、従来までと異なる視点・観点が提示されたことによる課題数の増加が見られた。

2018(平成30)年度の自己点検・評価では、「自己点検結果リスト」を活用しながら、グッドプラクティス(GP)を一層引き出し、共有を図るとともに、上掲の優先課題について全学的・組織的に取り組むことで、本学全体としての教育研究、社会貢献、ガバナンス等の質の保証と向上を図り、社会からの負託に応えていく。

以上

2017（平成 29）年度
自己点検・評価委員会 委員一覧

<委員長> 学長 齊 藤 昇

[立正大学自己点検・評価委員会 立正大学大学院自己点検・評価委員会]

<委員>

永 田 高 英 担当副学長

寺 尾 英 智 仏教学部部長

安 中 尚 史 仏教学部

島 村 幸 一 文学部部長

吉 岡 雅 光 文学部

小 野 崎 保 経済学部部長

真 田 治 子 経済学部

宮 川 満 経営学部部長

牧 幸 輝 経営学部

位 田 央 法学部部長

村 田 和 宏 法学部

清 水 海 隆 社会福祉学部部長

金 子 充 社会福祉学部

川 野 良 信 地球環境科学部部長

小 松 陽 介 地球環境科学部

古 屋 健 心理学部部長

八 木 善 彦 心理学部

村 田 純 一 文学研究科長

北 川 前 肇 文学研究科

板 橋 勇 仁 文学研究科

王 在 喆 経済学研究科長

北 原 克 宣 経済学研究科

新 井 敦 志 法研究科長

李 斗 領 法学研究科

杉 原 周 樹 経済学研究科長

永 野 寛 子 経営学研究科

田 澤 あけみ 社会福祉学研究科長

中 村 尚 子 社会福祉学研究科

中 川 清 隆 地球環境科学研究科

安 原 正 也 地球環境科学研究科

鈴 木 厚 志 地球環境科学研究科

山 本 誠 一 心理学研究科長

片 受 靖 心理学研究科

木 村 渡 大学事務局長

青 戸 公 治 大学事務局副局長

栗 田 美千也 学長室部長

池 田 智 学長室総合経営企画課長



立正大学

2017年度 点検・評価報告書

2018年3月発行

編 集 立正大学自己点検・評価委員会
立正大学大学院自己点検・評価委員会

発 行 立正大学

〒141-8602 東京都品川区大崎 4-2-16

事務局 学長室 総合経営企画課

TEL : 03-3492-6872 FAX : 03-5487-3340



RISSHO University
<http://www.ris.ac.jp/>